

<参考>

○漁業経営セーフティネット構築事業

自民党水産基本委員会 (H25. 2. 6)における漁業団体へのヒアリング

(要望) J F 全漁連

- ①燃油86円以上は全て国が負担
- ②基金負担割合を漁業者1：国3に改善
- ③基準価格の引き上げ (60円代)
- ④国境監視に係る事業の構築 (セーフティネット事業と合わせて真水の支援が必要)

○配合飼料価格安定制度

1 制度の概要

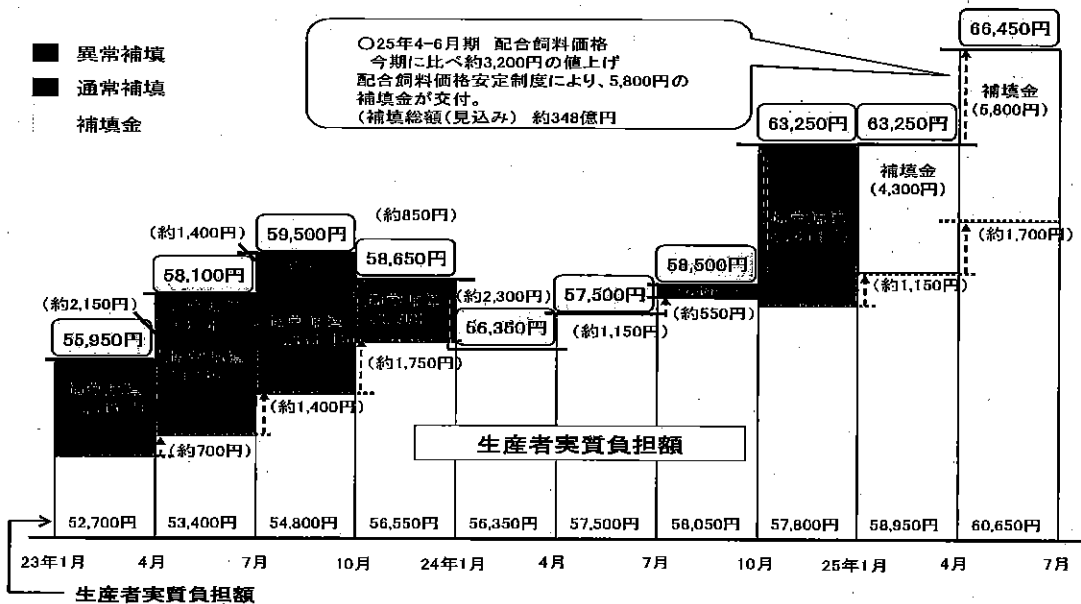
配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、

- ①民間 (生産者と配合飼料メーカー) の積立による「通常補填」と
- ②異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。

◆発動条件等

<p>異常補填基金 国とメーカーが1/2ずつ拠出</p>	<p>・輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合</p> <p>(基金残高 (25年4-6月期に対応可能額)) 約90億円 (見込み)</p>
<p>通常補填基金 生産者 (600円/t) と 飼料メーカー (1,200円/t) が拠出</p>	<p>・飼料価格が直前1か年の平均を上回った場合</p> <p>(基金残高 (25年4-6月期に対応可能額)) 約306億円 (見込み) (異常補填基金と合わせ約396億円)</p>

2 配合飼料価格安定制度による補填の実施状況



32 学校施設の耐震化の促進及び防災機能の向上について

《提案・要望の内容》

○学校設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業（天井等の非構造部材対策を含む）を実施することができるよう、十分な予算を確保するとともに、私立学校に対する耐震化補助事業の充実・改善を図ること。

【私立学校施設整備費補助金及び私立幼稚園施設整備費補助金の拡充】

- ・耐震化が必要な全ての建物について、耐震補強工事の補助率を2/3へ引上げ
*現行…I s 値0.3未満：1/2、I s 値0.3～0.7：1/3
- ・耐震化の必要な老朽化した私立中・高等学校の改築費用の補助対象化

○地方公共団体の負担を軽減するため、公立学校施設の耐震・防災対策に関する地方財政措置を継続すること。

○学校施設の避難場所としての機能を充実するため、防災機能強化のための補助制度を充実するとともに、現在、屋外防災施設の整備のみが対象となっている高等学校における対象工事の拡充を行うこと。

○非構造部材の耐震対策を進めるため、屋内運動場等の天井落下防止対策に関し、点検用マニュアルを作成されたところであるが、学校設置者による点検がスムーズに実施できるよう、校舎等を含むそのほかの非構造部材についても耐震対策が必要な異常の有無を判断するための明確な基準及び点検方法を示すこと。

<参考>

【鳥取県内学校の耐震化率】

区 分	公立小中学校 (H24.4.1現在)	県立高等学校 (H24.4.1現在)	私立学校(H24.4.1現在)	
			高等学校	幼稚園
鳥取県	76.3% (567棟/743棟)	78.1% (175棟/224棟)	60.8% (31棟/51棟)	65.9% (27棟/41棟)
全 国	84.8%	82.4%	75.7%	75.2%

1 東日本大震災による県外避難者への支援について

《提案・要望の内容》

○国の支援の届きにくいきめ細かな支援に取り組んでいる全国の自治体・NPO等に対して、経費面も含めた支援を一層充実させること。

東日本大震災から2年が経過した現在、30万人を超える避難者が全都道府県、1200以上の市区町村で生活しており、そのうちの約5万人の避難者は東北地方以外の地で生活の再建に向けて日々奮闘されている。
国におかれても、被災避難者への支援を展開されているところ。

○県外での避難生活を被災前の生活に戻すため、緊急雇用基金など全国の避難者が対象となるような制度を継続するなど避難者の雇用確保に一層力を注ぐこと。

避難が長期化する中で、失業や非正規雇用による収入の激減、母子避難による二重生活や就職難により、避難世帯の多くは経済的に厳しい状況にあり、この問題の解決のためには、被災前の所得水準に近づける雇用の確保が欠かせない。
国におかれては、緊急雇用基金の被災者枠や被災者を雇用した企業への助成金制度など取り組まれているところ。

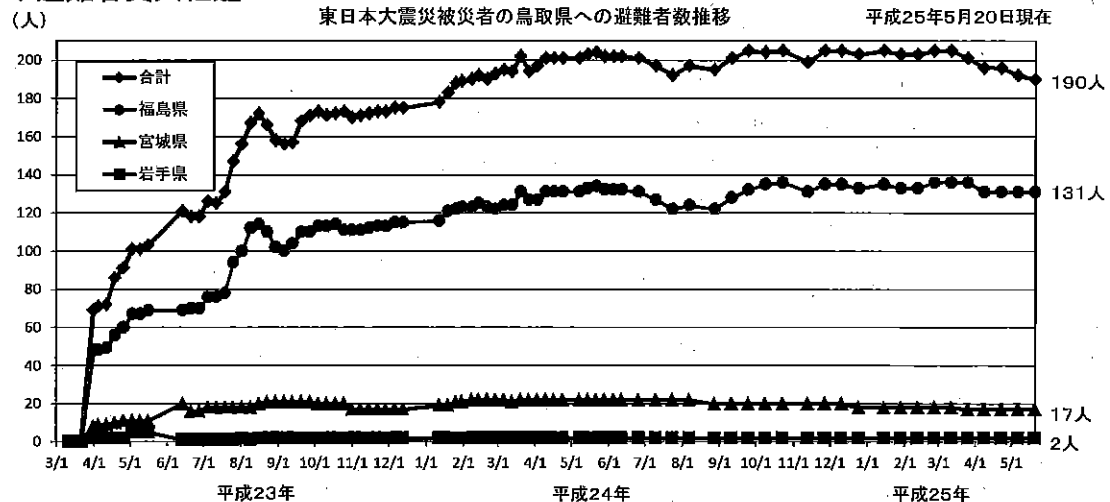
<参考>

避難者の受入れ状況

◆現在の本県への避難者数

81世帯 190人 (平成25年5月20日時点)

◆避難者受入経過



	H25. 1	H25. 2	H25. 3	H25. 4	H25. 5
転入	1世帯(2名)	1世帯(3名) 1世帯1名増員	1世帯(1名)	1世帯(2名)	1世帯(2名)
転出	1世帯(2名)	1世帯(2名)	1世帯(3名) 1世帯1名減員	2世帯(7名)	4世帯(7名)

<参考>

1 本県の避難者支援施策

※
○本県独自財源及び「とっとり支え愛基金」を活用した支援施策

※とっとり支え愛基金…被災者支援を目的に県民から寄せられた寄附金を積み立てた基金

<平成24年度>

- ・東日本大震災被災避難者生活支援金

<平成25年度>

- ・東日本大震災被災避難者生活支援金
- ・生活再建支援金の支給（一人当たり5万円）
- ・起業支援
- ・学校・地域での理解促進のための講座の開催
- ・子どもたちの心と体を育む事業
- ・福島県から子どもたちを招待するサマーキャンプの実施

合計 22,246千円

*以上の支援施策は災害救助法による国庫負担、特別交付税措置の対象外であるが、避難者の皆様の要望を伺い、一日も早い生活再建に資するべく実施している。

◇災害救助法における救助の種類と国庫負担

1. 救助の種類

救助の種類	対象経費	救助の種類	対象経費
避難所の設置	買金職員等雇上費、消耗器材費、器物の借上費、光熱水費 等	住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
応急仮設住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、材料輸送費 等	学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、経費	埋葬	棺、骨つぼ、買金職員等雇上費、輸送費 等
飲料水の供給	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械等の借上費 等	遺体の捜索・処理	捜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
生活必需品の給与・貸与	枕蓆・衣具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費	障害物の除去	障害のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、買金職員等雇上費 等
医療・助産	診察、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等	救助のための輸送費	被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び買金職員等雇上費
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等	買金職員等雇上費	

2. 国庫負担(被災した都道府県と国との関係)

(1) 被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ5割から9割国庫負担

	普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の	2/100以下の部分	→ 50/100
② 収入見込額の	2/100超4/100以下の部分	→ 80/100
③ 収入見込額の	4/100超の部分	→ 90/100

(2) 被災都道府県負担分については地方財政措置により対応

3. 求償(受入都道府県と被災した都道府県との関係)

災害救助法適用の市町村からの避難者の救助に要する費用は、災害救助法の適用した都道府県に全額求償可能

◇特別交付税措置の対象

東日本大震災の被災者の受入を行った地方公共団体に対しては、被災地方公共団体からの要請の有無に関わらず、受入に要する経費について、災害救助法に基づき被災団体が負担するものを除いて、所要の特別交付税措置が講じられ、職員の派遣に要する経費やそれに付随する物資の応援等に要する経費についても所要の特別交付税措置を講じられた。

しかし、以下の費用は特別交付税措置の対象とならず、県の独自財源によっている。

- ・東日本大震災被災避難者生活支援金
- ・生活再建支援金の支給（一人当たり5万円）
- ・起業支援
- ・学校・地域での理解促進のための講座の開催
- ・子どもたちの心と体を育む事業
- ・福島県から子どもたちを招待するサマーキャンプの実施 ほか

2 避難者の就業支援施策

○避難者の皆様に安定した就業を確保し生活再建に結びつけていただくため、これまで緊急雇用基金を活用してきたが、制度活用対象期間が終了する。現今の地方の経済情勢では支援制度のないなかでの安定した就業確保は困難であり、引き続き制度運用が必要である。

※災害救助法適用地域においては、緊急雇用基金を活用した被災者の雇用が、1年間延長（平成26年3月までに雇用した場合、平成26年度末まで雇用可能）されたところだが、他地域においては、平成25年3月末までに雇用した者について、平成26年3月までの雇用が認められている状況である。

※被災者を雇用する事業主に対して助成金を支給する被災者雇用開発助成金については、「被災後安定した職業に就いたことがない」（週所定労働時間20時間以上の労働者として6ヶ月以上雇用されたことのない）という対象者要件となっているが、たとえ被災後6ヶ月程度雇用されていたとしても県外での避難生活を被災前の生活に戻すことは困難と考えられることから、一層の雇用先確保のためには、その要件の緩和が必要と考える。

2 インターネット上における人権侵害の防止について

《提案・要望の内容》

○インターネット上での差別的書き込み等適切に対応するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じること。

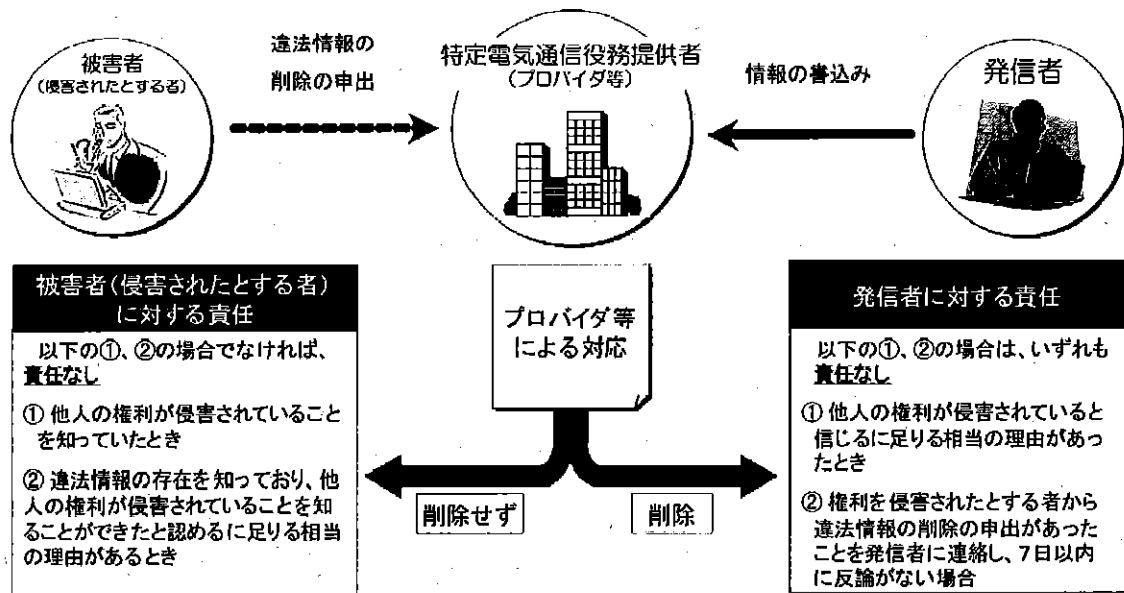
※平成14年に施行されたプロバイダ責任制限法では、インターネットで他人の権利侵害があったときに、プロバイダ等に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの対応を求めているが、送信情報の常時監視義務もなく、プロバイダやサイト管理者等関係者の自主的な取り組みに委ねることとなっており、規制には限界がある。

※特に、行政文書や条例情報等を引用したインターネット上の人権侵害の事案が横行しており、現行のプロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置が求められる。

<参考>

○総務省資料「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の図解」より抜粋

プロバイダ等の責任の明確化の概要



○鳥取県内での人権侵害事案

インターネットのGoogleマップに、「鳥取県内の同和地区施設、(被差別部落)」の表題で、県内市町の設置管理条例等を引用し、同和地区に関係する施設の所在地を同和地区として鳥取県内の地図に貼り付けている。

鳥取地方法務局、県・関係市町、解放同盟県連等が、プロバイダに削除要請を行ったが削除されていない。

3 人権救済制度の確立について

《提案・要望の内容》

○人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応した実効性のある救済制度を早急に確立すること。

※当県においては、人権が尊重される社会の実現を目指して、平成8年に全国に先駆け「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、「鳥取県人権施策基本方針」によって人権意識の高揚と各種施策の推進に積極的に取り組んでいる。

※特に平成21年4月からは、全国で初めて人権相談を県の取組みとして条例で定め、各種専門家の支援と関係機関の連携による「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を構築して、人権相談の解決に総合的に取り組んでいるところ。

※しかしながら、同和問題・女性・子ども・高齢者・障がい者等の人権侵害の事案が多く発生しており、上記の相談ネットワークを構築して問題の解決を促進するなど人権の擁護を図るための対策に取り組んでいるものの、捜査権や独立した救済機関の設置権限がないなどの課題も生じている。

<参考>

○人権相談ネットワークまでの経緯

H16年12月	「鳥取県人権救済手続条例」を知事提案→3回継続審査 鳥取県弁護士会が条例の問題点を指摘する会長声明を発表
H17年10月	「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」を議員提案。条例可決（施行日：H18年6月）→「鳥取県人権救済手続条例」（知事提案）は審議未了廃案
H17年12月	鳥取県弁護士会が条例施行規則の検討委員会への会員派遣を拒否 「人権条例に関する懇話会」（H17年12月、H18年1月）を開催
H18年 3月	「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等の停止に関する条例」及び「人権救済条例見直し事業費」予算を提案し可決成立。
H18年5月 ～H19年11月	「人権救済条例見直し検討委員会」で検討（計18回） （指摘された主な意見） ・人権救済委員会の独立性が確保されていないこと ・人権侵害の定義があいまい ・間接強制手段（過料、勧告、公表）の妥当性、適正な手続保障等が疑問 ・表現の自由、報道の自由の侵害のおそれ
H19年11月	人権救済条例見直し検討委員会が知事に「人権救済条例の見直しに関する意見（見直し方針案）」を提言
H19年12月 ～H20年12月	「人権救済に関する庁内検討会議」で検討（計14回）
H20年 4月	人権相談窓口業務開始（県内3地域に人権相談員を配置）
H20年10月	「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例等を廃止する条例」を議員提案。（継続審査後、21年2月議会で審議未了廃案）
H21年 4月	「人権尊重の社会づくり条例」（平成8年制定）を改正 ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる支援開始 ・人権救済条例の廃止

4 社会福祉法人に対する指導監査権限の強化と 行政処分発動基準の明確化について

《提案・要望の内容》

- 社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査権限に一定の強制力を付与するため、監査での隠蔽、妨害に対する罰則を整備すること。
- 改善命令等の行政処分の要件を明確にするとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。

〔 ※監査での隠蔽、妨害に対する実効性ある対応が法的に担保されていない。農業協同組合法第99条の4、銀行法第63条には監査での隠蔽、妨害に対する罰則が整備されている。
※社会福祉法第56条第2項の行政処分（改善命令）の要件が抽象的で不明確である。 〕

<参考1>

行政庁による各種法人に対する監査・検査の比較

対象法人の形態	社会福祉法人	公益法人	農業協同組合	銀行
根拠法令	社会福祉法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	農業協同組合法	銀行法
監査・検査について				
所轄庁（監査・検査の実施主体）	厚生局・都道府県・政令市・中核市	内閣府・都道府県	農政局・都道府県	金融庁
監査・検査の根拠条文	第56条（一般的監督）、第70条（調査）	第27条（報告及び検査）	第93条（報告の徴取）、第94条（業務・会計状況の検査）、第94条の2（監督上の命令又は指示）	第24条（報告又は資料の提出）、第25条（立入検査）
監査・検査の妨害・忌避に関して				
罰則の有無	×	○	○	○
根拠条文	—	第66条（報告、検査の妨害の罰則）	第99条の4（報告、検査の妨害の罰則）	第63条第2号、同条第3号（虚偽の報告、検査妨害、検査忌避）
具体的な罰則	—	・50万円以下の過料	・50万円以下の罰金 ・1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

<参考2>

【社会福祉法】

第56条 略

2 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

3～7 略

5 障害者総合支援法の施行と財源措置について

《提案・要望の内容》

- 「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において法施行3年を目処とした検討に委ねた事項については、都道府県、市町村、当事者団体等と十分意見交換しながら、計画的・段階的に制度設計を行い、具体的な工程表を示すこと。その際、地方公共団体が安定的に事業実施ができるよう必要な財源措置を講ずること。

※新しい制度構築にあたっては、急激な変更により現場での混乱を招かないよう配慮しつつ、当事者・地方自治体等の意見を十分に反映した上で、県民が理解しやすい安定した制度とすることが必要。

- 障害福祉サービス体系等の変更に伴い必要となる障害者自立支援給付支払等システムの改修に要する経費を国において全額負担すること。

※法改正等に伴う障害者自立支援給付支払等システムの改修については、国の責任において行われるべきもの。これまで障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として財源を10/10として実施されてきており、引き続き国による支援が必要。

<参考>

法施行後3年（平成28年4月）を目処とした見直し

常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の異動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通支援を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

6 地域の実情に応じた障害福祉サービスの充実について

《提案・要望の内容》

- 障がい者の地域移行や障害福祉サービス事業所の円滑な利用を促進するため、グループホーム・ケアホームにおける防災・緊急時体制や夜間の支援、重度の強度行動障がい者の特性に応じた居住支援などが十分に行える報酬を設定すること。

※地域生活の受け皿となるグループホーム・ケアホームにおいて利用者が安全・安心して生活するためには、夜間における支援や防災・緊急時の体制整備が重要であるが、十分な報酬（加算）となっていないことから支援体制が整わない状況にある。
 ※重症心身障がい者や強度行動障がい者は特に手厚い支援を必要とするが、十分な報酬（加算）となっていないこともあり支援体制が整わない状況にある。

- 高次脳機能障がいの定義を法律上に明文化すること。

※高次脳機能障がいは、制度上は精神保健福祉手帳の取得のほか各種障害福祉サービス等を受けることが可能であるが、この障がいへの理解や地域におけるサービスの整備が進んでいないことから、当事者が必要とするサービスを適切に利用できない状況にある。

- 地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金の十分な財源を確保すること。

※平成24年度予算においては地域生活支援事業国庫補助金の財源は前年度微増の450億円が確保されたが、平成23年度の市町村事業の国庫配分の平均内示率は84.9%であり、市町村は財源が確保されない状態での新たな事業の実施を躊躇している状況にある。

<参考>

地域生活支援事業（鳥取県市町村分）平成23年度実績（国の補助充足率84.9%）

平成23年度 市町村地域生活支援事業の総事業費536百万円（鳥取県）

国 1/2 × 84.9% (充足率)	県 1/4	市町村 1/4
228百万円	114百万円	134百万円
市町村持ち出し額	県上乗せ補助額	
40百万円	20百万円	

※太枠部分：国庫補助金が総事業費の1/2を満たさないため市町村の持ち出しが発生

※網掛部分：県は国庫補助金の額にかかわらず総事業費の1/4を補助

7 全国障がい者の芸術・文化祭に対する財政支援の拡充について

《提案・要望の内容》

○地域に根ざした障がい者の芸術・文化活動を全国的に振興するため「全国障がい者芸術・文化祭」に対する財政支援を拡充すること。

※ 障がい者芸術・文化祭は、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進につながるものであり、平成26年に本県で開催される大会は是非成功させたい。

しかし、国からの財政支援が3,600万円と少なく、過去の開催状況を調べると開催県によっては3日間程度のイベントに過ぎないなど、一過性のイベントに終わっているとの感が拭えない。

障がい者の芸術・文化活動の振興のためには、障がい当事者のみならず地域の共感を得る必要があり、そのためには、県内各地での多くの人参加するイベントの開催などの工夫が必要である。

鳥取県では、一過性の短期イベントで終わらせるのではなく、障がいのある無しに関わらず多くの方に参加していただけるよう、アール・ブリュット巡回展や鳥の劇場における障がい者と健常者がコラボしたイベントなど、長期間にわたって各地で様々な催しを開催することを検討しており、更に、平成24年度からは掘り起こしやレベルアップなどの活動支援事業を実施して、本大会終了後も障がい者の芸術・文化活動が定着・発展するよう工夫している。

もちろん、民間の助成制度の活用、単県補助などを行う予定であるが、県の財政状況にかかわらず、地域に根ざした障がい者の芸術・文化活動を全国的に振興するため、「全国障がい者芸術・文化祭」に対する財政支援を拡充していただきたい。

<参考>

第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の概要

- ・主催 厚生労働省、鳥取県、鳥取市（開催地）
- ・開催時期 平成26年度中の一定期間（現在検討中）
- ・開催地 鳥取市を中心とした県内各地
- ・内容 文芸（詩歌、短歌、俳句、川柳）、美術（絵画、彫刻、工芸、書道、写真）、音楽（合唱、演奏）、演劇（民族芸能、郷土芸能）、ダンス など

8 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について

《提案・要望の内容》

○児童福祉施設の利用者への食事提供方法については、国の基準により施設内での調理が義務付けられているが、特に通所施設である児童発達支援センターについては、小規模な施設が多く効率的ではないため、施設外で調理し搬入する方法を認める特例を設ける等により基準を緩和すること。

※鳥取県のような人口の少ない自治体では「児童発達支援センター」等児童福祉施設の規模が小さく利用者も少ないため、施設内で調理をして食事を提供するの是非常に非効率的。

(調理のための設備又は人員の配置が必要となりコストが高くなる。)

※施設内調理以外の方法(例えば、委託業者が調理した食事、他施設で調理された食事等)も可能とするなど地域の実情に合わせた柔軟な対応が必要。

※児童福祉施設のうち保育所や障害者の施設においては、施設内での調理が義務づけられていない。

<参考>

1 児童発達支援センターの利用状況及び食事の提供数

施設名	事業名	定員	利用者数	年間食事提供数	1日あたりの食事提供数
鳥取療育園	医療型児童発達支援	40	21名	954食	4.7食

注1 定員及び利用者数(契約者数)は平成25年4月1日現在

注2 食事の提供数は平成24年度実績数

2 現行基準

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(抜粋)

ア 食事(第11条)

児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理をする方法(第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む)により行わなければならない。

イ 保育所の設備の基準の特例(第32条の2)

次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条1項の規定に関わらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二～五 略

(2) 報酬告示留意事項通知(抜粋)

ア 児童発達支援センター(指定障害児通所支援)

食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し搬入する方法は認められない。

イ 生活介護事業等(障害福祉サービス事業所)

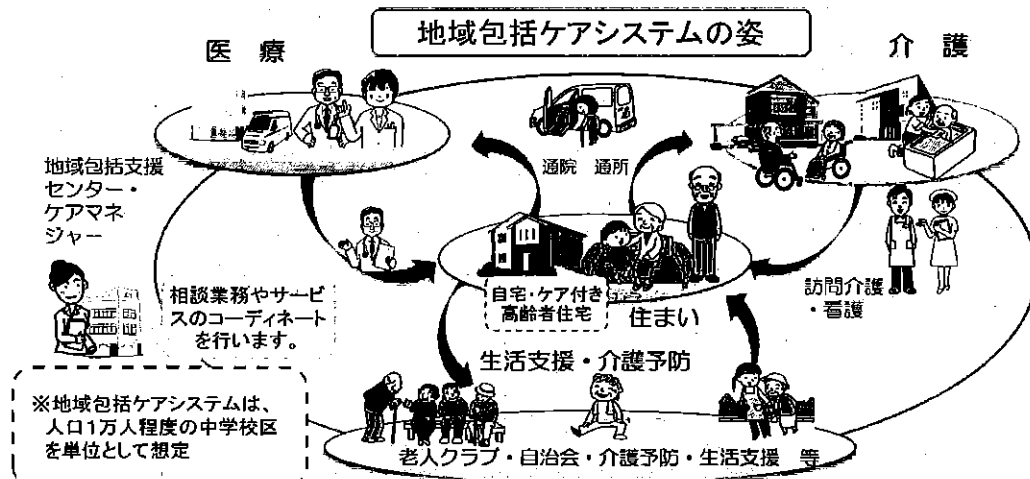
施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る)、運搬手段等衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。

9 地域包括ケアの構築に向けた具体的な取組について

《提案・要望の内容》

○2025年を目標に地域包括ケアの構築が提唱されているが、理念が先行し、具体的な設定目標やそれに向けた年度ごとのステップ、山間地・市街地自治体の手法の違い、必要となる財源や人材の確保をどう進めるかなどの実用的なノウハウがほとんど提示されていない。地域包括ケアは、地域のあり方や人々のマインド・行動を大きく変えていこうという試みであり、極めて難易度が高いため、確実な進展が図られるよう、きめ細やかな支援策を講ずること。

＜参考＞ 地域包括ケアシステムのイメージ図（国の資料）



現在、国からは上記の理念図以外にノウハウがほとんど示されていない。

例えば、以下のような視点に関し、市街地、山間地などのカテゴリーごとに方向性を市町村に示していくことが必要と考えられる。

- ① 何から手を付ければ良いか、続いてどう取り組むか
- ② 具体的な達成指標として、どのようなものがあるか
- ③ 中核的役割を期待されながら、多忙化を極める地域包括支援センターへの支援策をどうするか
- ④ 母体法人の意向に左右される委託包括の問題をどうするか
- ⑤ 地域課題の解決や連携スキルを持った人材をどのように育成するか
- ⑥ 地域支え合いの気運と地域の仕組みを住民の中にどう作っていくか
- ⑦ 地域の住民の貢献は、遠方の家族（扶養義務者）との関係で、どう位置付けられ評価されるか
- ⑧ 個人情報保護と地域支え合いの取組をどうルール付けるか
- ⑨ 介護保険報酬体系・制度と、地域包括ケアの関係がどのように整理されるか
- ⑩ 地域包括ケアの実現に要する財源をどうするか

10 サービス付き高齢者向け住宅に係る住所地特例の適用について

《提案・要望の内容》

○サービス付き高齢者向け住宅を住所地特例の対象とし、入居前の住所地の県・市町村が公費負担部分（県・市町村負担部分）を負担する仕組みを整えること。

※サービス付き高齢者住宅の整備が進むにつれ、賃料等が比較的安価な当県住宅に県外から転入し入居する高齢者が増加しているが、これら的高齢者には、転入当初から要介護者として介護給付を受けている者も多く、施設が立地する市町村の介護給付費の増大要因となっている。このような高齢者への介護給付費を、転入地の自治体が負担することは、住所地特例のある社会福祉施設等との比較の上でも極めて不合理である。

<参 考>

1 具体的な要望内容

介護保険法に定める次の規定について、下線部分を削除していただきたい。

<介護保険法>

(住所地特例対象施設に入所又は入居中の被保険者の特例)

第十三条 次に掲げる施設（中略）をすることにより当該住所地特例対象施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者（中略）であって、当該住所地特例対象施設に入所等をした際他の市町村（中略）の区域内に住所を有していたと認められるものは、第九条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、二以上の住所地特例対象施設に継続して入所等をしている住所地特例対象被保険者であって、現に入所等をしている住所地特例対象施設（中略）に入所等をする直前に入所等をしていた住所地特例対象施設（中略）及び現入所施設のそれぞれに入所等をするにより直前入所施設及び現入所施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（中略）については、この限りでない。

一 略

二 特定施設（有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの（特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）

三 略

2 米子市の状況

鳥取県米子市は、サービス付き高齢者向け住宅が、人口比で日本一多く立地し、今後も民間による整備が複数予定されている。（県内29施設中12施設が米子市に集中）

そのため、同市では介護給付費の増加による財源不足が深刻で、第5期介護保険事業期間初年度である平成24年度にもかかわらず、介護保険財政安定化基金から1億円の借り入れを行ったところ。

【サービス付き高齢者向け住宅入居者の入居前住所の状況】

米子市内	73.2%
県内他市町村からの転入	16.0%
県外からの転入	10.8%

※平成25年4月鳥取県実施アンケート結果より

11 幼児教育の無償化について

《提案・要望の内容》

○幼児教育の無償化は、少子化対策に有効であると考えられるため、地方との十分な協議を経ながら、実現を図ること。

○具体的な制度設計にあたっては、国の責任において実施に必要な財源を確保するとともに、公平性の観点から対象施設を広く設定すること。

※自民党並びに公明党の重点政策で、国公立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、すべての3歳から小学校就学までの幼児教育の無償化に取り組むことが示されている。
 ※現在、公費負担がなされていない、事業所内保育施設など届出(認可外)保育施設を利用する児童への配慮など、実施に当たり検討すべき点は多い。
 ※政府・与党内に幼児教育の無償化を検討する実務者会議(関係大臣及び与党内の国会議員で構成)が設置され、3月25日に初会合が開催されている。

<参考>

1 3歳以上児保育料無償化に係る本県の所要額(試算)

①幼稚園 28千円(平均的月額) × 4,117名(H24. 5月時点) × 12月 = 1,384百万円
 ②保育所 34千円(平均的月額*1) × 10,284名(H24. 10月時点) × 12月 = 4,196百万円
 ③認可外 39千円(平均的月額) × 196名(H24. 3月時点) × 12月 = 92百万円
 ①幼稚園 + ②保育所 + ③認可外保育所 5,672百万円

*1: 対象児が最も多い4階層(27千円)、5階層(41.5千円)の平均値

2 県内の就学前児童利用施設(平成25年4月1日現在)

区 分	施 設 数
保育所(公立・私立)	189
幼稚園(国公立・私立)	35
認定こども園・幼保一体化施設	14(再掲含む)
届出保育施設(認可外保育施設)	44

12 DV加害者更生に向けたプログラムの作成について

《提案・要望の内容》

○DVの未然防止及び再発防止のため、DV加害者更生に向けたプログラムを早急に作成すること。

※DVの未然防止及び再発防止のため、加害者更生対策について各県とも必要性を感じているところであり、国レベルにおいてDV加害者を対象とする義務付けによるプログラムの導入を行う必要がある。

<参考>

- DV防止法においては、「国及び地方公共団体は加害者の更生のための指導方法に関する調査研究の推進」が規定されているだけで、具体的な加害者更生対策は示されていない。
- 外国では、裁判所による法的な強制力により加害者に何らかのプログラムを受けさせている例も見られる。
- わが国においても加害者更生については、国の制度として検討していくことが必要である。

[諸外国の例]

- 諸外国では、刑罰又は保護処分として、裁判所の命令により加害者更生プログラムの受講が科せられているものがある。(イギリス、韓国、アメリカ)
- また、加害者更生プログラムを受講しないなど命令に違反したり、非協力的であったりした場合には、より重い処分に変更することを可能としているものがある。(韓国)
- さらには、被害者の訴えがなくても、警察が加害者を逮捕するという「逮捕優先政策」及び検察官が加害者を起訴するという「no drop 政策」を採っているものがある。(アメリカ)

[県内の対応状況]

- DV加害者電話相談事業 (県単独：平成18年10月～)
 - ・実施日時：毎月第3金曜日 午後6時～午後9時
 - ・相談電話：1回線 (専用回線)
 - ・相談体制：研修を終了した相談員による対応

相談実績 (平成25年3月末現在)

年度	相談件数
平成22年度	6件
平成23年度	5件
平成24年度	8件

(参考) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (抜粋)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

13 地域小規模児童養護施設等の既存建物購入に対する支援について

《提案・要望の内容》

○地域小規模児童養護施設等について、建物を賃借して事業を実施する場合の財政的支援との均衡を考慮し、既存建物を購入した場合についても支援制度を創設すること

※平成24年度の措置費制度の改正により、地域小規模児童養護施設や自立援助ホーム、ファミリーホーム等について、建物を賃借して実施している場合、月額10万円を上限として、賃借費の実費を措置費加算することができることとなったが、既存建物を自己所有して実施する場合には、職員体制や児童への支援の質に何ら差異がないにもかかわらず、公的な財政支援が得られない。

＜参考＞

1 建物を賃借でなく自己所有することのメリット・デメリット

【メリット】

- ・自己所有の建物であるため、入所児童の年齢や性別、児童の持つ特性や支援の形態等に合わせ自由な構造や間取り等を改修できる。
- ・建物所有者の意向に影響されることなく、長期間にわたって安定的に事業実施が可能。

【デメリット】

- ・既存建物の購入にあたっては一時的に多額の費用が必要となり、施設を運営する法人等の安定的経営に影響を及ぼす恐れがある。

2 県内施設の現状

措置費の賃借費加算ができる施設は以下の5種別

施設種別	施設数	設置主体	自己所有・賃借の別	
			自己所有	賃借
地域小規模児童養護施設	2	社会福祉法人	1	1
小規模分園型母子生活支援施設	1	社会福祉法人		1
分園型小規模グループケア	—	—		
自立援助ホーム	2	社会福祉法人		2
	1	NPO法人		1
ファミリーホーム	3	個人	3	
計	9		4	5

3 支援制度案

既存建物を購入した経費に一定の補助率を乗じて算出した金額を補助金として支弁する。

14 がん対策の推進について

《提案・要望の内容》

- 地域がん登録のさらなる推進の観点から、地域がん登録の法制化及び事業実施に係る必要な財政支援を行うこと。
- 県民全てを対象としたがん検診の実施状況等を評価するため、医療保険者など職域からの報告を制度化し、現状を把握するための体制を整備すること。

<参考>

1 地域がん登録の法制化等に係る課題

地域がん登録は、がんの罹患や死亡状況、受療動機、がん治療など、がんに係る疫学的統計情報が得られことから、がん対策の重要な取組みとして実施しているところである。

しかしながら、がん登録の届出業務そのものに法的義務がなく、医療機関の任意の協力により行われていることから、全数登録となっていない。

また、がん登録事業を実施する上で必要な経費について、国からの財政的な支援がないため、都道府県において大きな負担となっている。

2 がん検診の実施状況把握に係る課題

当県では、がん対策推進計画において、がん検診受診率を50%以上にすることを目標に掲げているところであるが、県全体の受診率を把握するためには事業主や医療保険者など、職域におけるがん検診の実施状況の把握が必要となる。

しかし、職域におけるがん検診の実績については、自治体に報告する仕組みがなく、現状を把握することが困難となっている。

現状：県が正確に把握できるのは、市町村が実施したがん検診の実施状況のみ

15 ポルフィリン症の難病指定について

《提案・要望の内容》

○日光暴露により症状が悪化し、日常生活が大きく制限されるポルフィリン症患者の療養生活を支援するため、一刻も早い難病指定を行い、治療方法の確立に向けたさらなる研究の推進及び医療費助成の対象とすること。

※本県の取組

- ・ 県職員等をはじめ、中国地方知事会、近畿ブロック知事会を構成する各府県へ署名活動への協力を要請、約1万8千人分の署名を支援の会に提出
- ・ 県のホームページで「ポルフィリン症」の症状、患者会、相談窓口などを紹介
- ・ 平成21年度から毎年「ポルフィリン症の難病指定について」国へ要望

<参考>

【ポルフィリン症について】

ポルフィリン症という病気は、太陽の光を浴びることで症状が悪化する病気であり、患者の経済的・精神的な負担は計り知れないものとなっている。

<皮膚ポルフィリン症の臨床症状>

光過敏症（紅班、水泡、潰瘍、痂皮、瘢痕、色素沈着、色素脱失）



「ポルフィリン症と闘う兄弟」(中海テレビ放送制作)より

【課題】

難病対策については、症例数が少なく原因が不明で治療方法が未確立、かつ、生活面で長期にわたる支障がある難病疾患（130疾患）に対し、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）等により、病気の原因の究明、治療方法の確立に向けた研究が行われている。

さらに、その内の56疾患については、特定疾患治療研究事業として、医療費に対する公費助成制度（国1/2、県1/2）がある。

ポルフィリン症は、平成24年度より、難治性疾患克服研究事業（指定研究）の対象として位置づけられ、遺伝性ポルフィリン症に向けた研究班（新病型の診断法と新しい診療ガイドラインの確立研究班）が設置され、研究が行われているところであるが、現在もなお、国の難病疾患に指定されていない。

また、医療費に対する公費助成制度（特定疾患治療研究事業）も対象外となっている。

○難治性疾患克服研究事業におけるポルフィリン症の位置づけ（平成24年度時点）

形態	研究分野	目的	対象	適用
公募型	臨床調査研究分野	原因究明、治療方法の確立に向けた研究	球脊髄性筋萎縮症、色素性乾皮症など ※難病疾患(130)のみ対象	対象外
	研究奨励分野	これまで十分に研究が行われていない疾患について、診断法の確立や実態把握	血液凝固異常症など 97研究班	採択なし
	重点研究分野	革新的な治療方法の開発	脊椎性筋萎縮症など 26研究班	採択なし
	横断的基盤研究分野	疾患を横断的に見て、病気の原因や病態の解明	15研究班	採択なし
指定型	指定研究	研究成果を施策立案に的確に活かす仕組みと体制の確立	ポルフィリン症など 12研究班	対象

16 脳脊髄液減少症治療の医療保険への早期適用等について

《提案・要望の内容》

○ブラッドパッチ治療を医療保険として早期に適用すること。あわせて脳脊髄液減少症に関する正しい情報を関係機関に周知すること。

※脳脊髄液減少症は、交通事故などが原因で発症するケースが多いといわれているが、交通事故を扱う警察や損害保険会社等、関係機関の理解が十分でないことにより、患者が保険金を受け取れないなど、不利な扱いを受けることがないよう、国が関係機関に対し適切な指導を行う必要がある。

<参考>

1 脳脊髄液減少症及びブラッドパッチ治療について

交通事故やスポーツなどによる衝撃で脳をおおう硬膜に穴があくと、脳と脊髄の周囲を循環している脳脊髄液が漏れて脳の位置が下がり、頭痛やめまい、吐き気などの症状が現れるもの。

患者本人の血液を注射し、血液凝固で髄液の漏れた場所をふさぐ「ブラッドパッチ療法」が有効とされる。

治療費約30万円（検査治療・入院費込み）、軽快率は1回の治療で約30%、複数回のパッチで60%～70%と言われている。

2 これまでの主な経緯

平成19年度	厚生労働科学研究費補助金事業として「脳脊髄液減少症の診断・治療の確率に関する研究」が採尺。（山形大学）
平成23年5月	厚生労働省研究班が画像部門の診断基準案を中間報告 →「外傷が契機になるのは、決して稀ではないことが明らかとなった」と結論づける
平成23年10月	厚生労働省研究班が「脳脊髄液漏出症画像判定基準・画像診断基準」を発表
平成24年4月	脳脊髄液減少症のブラッドパッチ治療を日本医科大学が先進医療申請
平成24年5月	厚生労働省が脳脊髄液減少症のブラッドパッチ治療を先進医療として承認
平成25年4月	厚生労働省が全国29医療機関を当該治療の先進医療実施医療機関に認定

17 医療機関の増床許可の手続きについて

《提案・要望の内容》

○医療計画の基準病床数を超える病床の設置については、医療法上の特例病床で対応することとなっているが、都道府県の喫緊の政策課題に対応するため、医療機関が新增設することが必要な病床については、都道府県の裁量により決定できるようにすること。

※全国知事会においても、「義務付け・枠付けの見直しに係る提案」として基準病床数の都道府県による独自の加減可能化を提案していたが、国が特例病床の協議に同意する際の留意事項を示したことのみにとどまっている。

※一例として、鳥取県においても周産期母子医療センターのNICUの満床傾向が続いており増床の検討が必要であるがこのたび示された特例病床の留意事項によると、鳥取県内の出生数では特例病床の適用が難しい状況。

※地域の実情に応じた医療体制を確保するためにも必要な病床数を地方自治体が決定できる取り扱いが必要。

○特定の病床等の特例の事務の取り扱いについて（平成25年4月24日厚生労働省医政局指導課長通知）

特例病床算定の留意事項（補足）2. ④

NICUやGCUの増床にあたっては、原則として、都道府県内の増床後のそれぞれの総数が以下の数を超えないようにする。

NICU：総出生数（都道府県内）／10,000人×30床

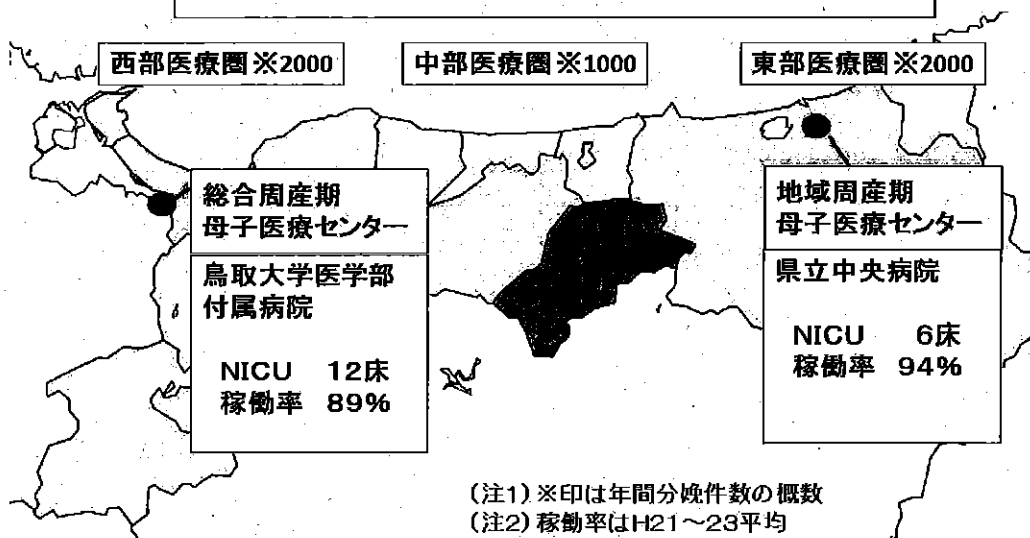


（鳥取県の状況）

総出生数4,931人（H23）／10,000人×30床＝14.8床

県内の既存NICU病床数 18床 > 14.8床

鳥取県の周産期医療の現状



19 看護師確保対策の推進について

《提案・要望の内容》

- 全国的な看護師不足を解消するため、国が責任を持って看護師の安定的な確保、定着を図り、看護師の処遇改善、職場環境整備のための施策を充実させること。
 - 1 診療報酬の見直しにより、各医療機関が夜勤回数制限や労働時間短縮など労働環境の改善、処遇の改善が行えるようにすること。
 - 2 訪問看護事業等における看護師の確保を図るための報酬の見直し及び看護師の処遇改善を行うこと。
 - 3 女性が大半を占める看護師が働きやすいように、院内保育所の施設整備・運営に対する助成制度を拡充すること。
 - 4 看護師確保対策の重要性を踏まえ、看護教員養成講習会開催県の負担のないよう予算措置を講じること。
 - 5 看護学生の実習指導を充実強化するため、実習指導者の配置促進などの方策を講じること。
 - 6 本県において、深刻な看護師不足を背景に設立の動きがある新たな看護専門学校及び看護大学について、国において必要な財政支援措置を行うこと。

※急速に高齢化が進展し医療技術が進歩する中、看護師の需用ははますます増大。平成22年12月に国が発表した「第7次看護職員需給見通し」では需要数が供給数を上回り看護師不足が深刻。

当県においても毎年150人増加しているにもかかわらず、需用に供給が追いつかない。

(平成27年推計値：需用数8,832人-供給数8,594人=238人(不足))

※長時間勤務や夜勤の負担が大きいことは、医療安全にも影響する上に、離職の原因にもなっている。

※中小病院を始め訪問看護等居宅サービス事業分野の看護師確保は非常に困難な状況。

※看護教員養成講習会の開催が困難な県は、開催県に頼らざるを得ない状況であるが、平成23年度から続く交付額の減額調整は開催県の負担を強いることとなり、開催県数が減少することが懸念される。受入枠の関係で非開催県の推薦する者が確実に受講できる体制になっていない上に減額調整が続くと、専任教員の確保が一層困難になる。

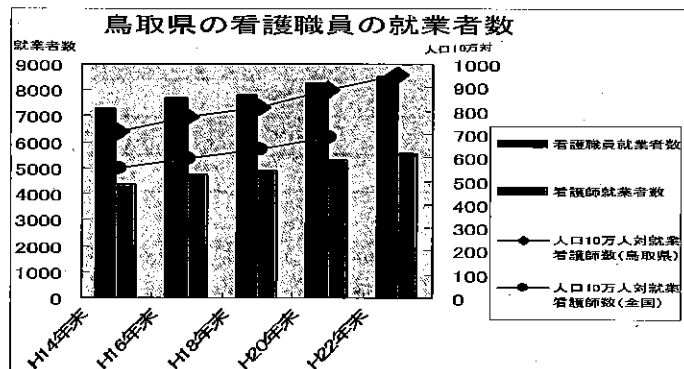
※看護学生の実習施設となっている病院は新人看護師の卒後指導に労力と時間を要し、学生指導が十分に行えないため、教員の負担が増大している。

<参考>

○看護職員の離職理由

- | | |
|----------------|-------|
| 1 妊娠・出産 | 30.0% |
| 2 結婚 | 28.4% |
| 3 勤務時間が長い、超過勤務 | 21.9% |
| 4 子育て | 21.7% |
| 5 夜勤の負担が大きい | 17.8% |

(2007.3 日本看護協会調べ)



新たな看護師養成所の構想

	鳥取看護大学 (仮称)	鳥取市が誘致する看護専門学校
設置者	学校法人藤田学院 理事長 山田修平	学校法人大阪慈慶学園 理事長 浮舟邦彦
設置場所	倉吉市福庭854	鳥取市(市街地)
開設予定年月日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
入学定員(収容定員)	80名(320名)	80名(240名)
設置学部・学科等	看護学部看護学科(単科)	看護師3年課程 法人はリハビリ系も検討中
設置経費等	19.4億円 (施設13.9億円、設備1.5億円、 開設年度の経常経費4億円)	施設整備費約10億円 (土地は鳥取市が無償貸付を検討)

20 医業類似行為の明確化について

《提案・要望の内容》

- 医業類似行為の明確化、及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師でなければ業として行えない範囲を明確化すること。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師以外の者が、業として行う医業類似行為によって生ずる被害から、国民の安全を守るために必要な対応を行うこと。

※医業類似行為である「あん摩マッサージ指圧」については、あはき法第1条による免許を有する者でなければ、これを業として行ってはならない。
 ※近年、これと同じように人の皮膚に触れ、もみ、さするなどの行為を行う、リフレクソロジーやカイロプラクティックなどいわゆる民間療法が増加。
 ※民間療法については、医業類似行為を行っているにもかかわらず、免許制度や施術所の届出に関する規定がなく、広告についても特別の規制はない。

<参考>

○鳥取県内の状況（平成24年度末）

【就業者数】

区 分	総数（確認中）
あん摩マッサージ指圧師	
はり師	
きゆう師	

【施術所数】

区 分	施術所数（確認中）
あん摩、マッサージ及び指圧を行う施術所	
はり及びきゆうを行う施術所	
あん摩、マッサージ及び指圧、はり並びにきゆうを行う施術所	
その他の施術所	

※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号（以下「あはき法」という。）に基づく者、柔道整復師とは、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に基づく者をいう。

21 岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について

《提案・要望の内容》

○岡山大学病院三朝医療センターについて、岡山大学が同センターの存続を決定した際の基本方針を踏まえ、同センターの診療機能の維持・存続を支援するとともに、「同センターの医療機能と同大学の地球物質科学研究センターの物質科学の研究が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想」が確実に実現されるよう、同大学を支援すること。

※岡山大学病院三朝医療センターの存続について、岡山大学が検討された結果、平成23年12月19日に岡山大学の役員会が開催され、次の3点を基本方針とする岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言を原案どおり受け入れることが正式に承認された。

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備した上で平成24年4月1日から入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

<参考>

1 岡山大学病院三朝医療センターの概要

診療科名 内科

職員の体制（実人員数。括弧内は常勤の人数。）

職 種	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～	平成25年4月1日～
医師	6名（4名）	4名（3名）	* 3名（2名）
看護職	25名（21名）	9名（8名）	9名（8名）
看護助手	3名（3名）	0名（0名）	0名（0名）
その他医療職	11名（11名）	6名（6名）	6名（5名）
事務員	14名（7名）	10名（4名）	10名（4名）
その他技術職	6名（3名）	1名（1名）	1名（1名）
計	64名（49名）	30名（22名）	29名（20名）

*平成24年8月1日から3名（2名）の体制

2 岡山大学地球物質科学研究センターの概要

昭和60年4月に岡山大学温泉研究所を全国共同利用施設として地球内部研究センターに改組転換し、固体地球研究センター（平成7年4月～平成17年3月）を経て、平成17年4月より現在の地球物質科学研究センターとして運営されている。また平成19年4月より、本センターを母体として岡山大学大学院自然科学研究科地球物質科学専攻が設置され、世界を先導できる次世代研究者育成を目的とした大学院教育を、より積極的に行うための環境整備が進んでいる。

3 岡山大学病院三朝医療センターの存続に関する検討の経緯

平成23年6月20日 岡山大学病院の内部検討委員会において、三朝医療センターを早急に縮小・廃止すべきと結論。

7月26日 岡山大学、鳥取県、三朝町、鳥取県中部医師会をメンバーとする第1回将来に関する委員会開催。

12月6日 第2回将来に関する委員会開催。委員会の意見を3点の基本方針として提言をとりまとめた。

12月19日 岡山大学の理事会が開催され、委員会からの提言を原案どおり受け入れることを正式に承認。

平成24年4月1日～ 入院機能を休止し、外来のみで診療継続。

22 特別医療費の助成に伴う国庫負担金の減額措置の見直しについて

《提案・要望の内容》

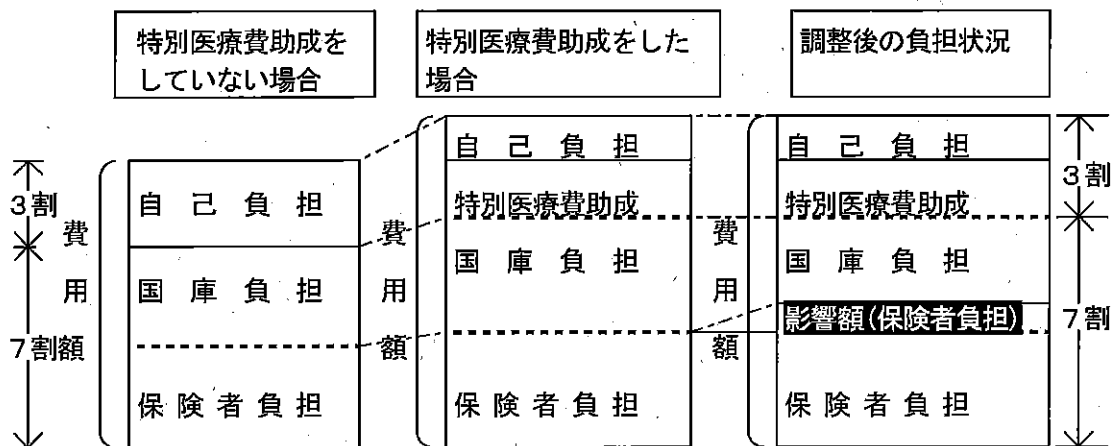
○市町村の特別医療費助成による国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金の減額措置を見直すこと。

※各市町村では身体障がい者、知的障がい者、ひとり親家庭、乳幼児等に対し、医療に係る負担金の一部を助成し、所得が低い方等が受診しやすい環境の整備を図っている。
 ※これに対して、国では、地方公共団体が独自の制度により療養費に係る一部負担金を軽減している場合、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から、国民健康保険療養給付費等に係る国庫負担金を減額交付している。
 ※しかし、特別医療費の助成は、乳幼児を始め生活弱者等、真に医療を必要とする者が、医療を受けやすくするための制度であり、不必要な受診の機会を増やすものではない。

〈参考〉

(1) 市町村が被保険者に係る一部負担金に相当する額を独自の制度により、軽減しているときは、法定割合どおりの場合と比較して医療費が増加するとの理由から国庫負担金が減額交付されている。

(2) 特別医療費助成を実施した場合の国庫負担金の算定方式



$$\text{国庫負担金} = \text{費用額} \times \text{保険給付率} \times \text{負担率}$$

$$= \text{費用額} \times \text{保険給付率} \times \text{負担率} \times \text{調整率}$$

$$= \text{費用額} \times \text{調整率} \times \text{保険給付率} \times \text{負担率}$$

(70/100) (34/100) (70/100) (32/100)

調整率: 特別医療費の助成による自己負担割合によって決定

- 重度心身障害者等 (自己負担なし) 0.8427~0.8804
- その他 0.8790~0.9931

平成23年度地方単独事業実施による国庫負担影響額 (粗い推計)

(単位: 千円)

区分	身体・知的障害者	ひとり親家庭	小児	特定疾患	精神障害者	計
金額	123,523	12,939	23,696	366	27,326	187,850

※療養給付費等負担金にかかる影響額については、県調整交付金において1/4を補填

23 農地・担い手関連施策の制度確立について

《提案・要望の内容》

○人・農地プランについては、真に地域農業のマスタープランとしての位置づけとなるよう、担い手等の個人をターゲットにした支援策のみでなく、その基盤として地域ぐるみで集落機能の維持・発展に取り組めるような関連施策を包含した制度とすること。

○昨年度スタートした青年就農給付金制度を継続するとともに、経営体育成支援事業での新規就農者への機械施設整備補助の復活と十分な予算の確保を行うこと。

また、農の雇用事業については制度の継続とともに雇用対策にも資するよう年齢制限（45歳以上は対象外）を撤廃すること。

※地域の将来像を描く人・農地プランの策定が進められているが、新規就農者や一定規模の面積を経営する土地利用型農業の担い手等、個人に焦点を当てた施策となっており、集落を構成する多様な農家全体が役割を持ち、メリットも享受できるような制度の拡充が必要。

※農村は担い手不足の深刻化により崩壊の危機に直面しており、今後の農業・農村維持のために新規就農者の確保対策は必要不可欠である。本年度創設された新規就農者総合支援事業は、新規就農者の確保・定着を促進する施策として評価。

※経営体育成支援事業については、平成25年度予算において、新規就農者への機械施設整備補助メニューが削除されている。

平成24年度において、県内で7市町12名の新規就農者が活用。新規就農者支援策として非常に有効であり、支援の継続が必要。

<参考>

○新規就農者への支援

- ・青年就農給付金： 本年度準備型17名、経営開始型71名の88名の給付見込み。
- ・経営体育成支援事業：本年度国直接採択事業として7市町12名の新規就農者が事業を活用。
- ・農の雇用事業：本県では平成21年度の事業創設以降、計374名が農業法人等に雇用（平成24年12月末現在）されているが、うち45歳以上が23%に上っている。

○人・農地プランと関連施策

- ・年度内にすべての市町村でプラン策定予定（平成24年12月末時点で11市町で策定済み）
- ・人・農地プラン策定に係るメリット措置が青年就農給付金、農地集積協力金という担い手個人に焦点を当てたものにとどまっており、多様な農業者で構成される集落、地域全体がメリットを享受できるような制度の拡充が必要。

24 担い手への農地の利用調整に係る体制の充実強化について

《提案・要望の内容》

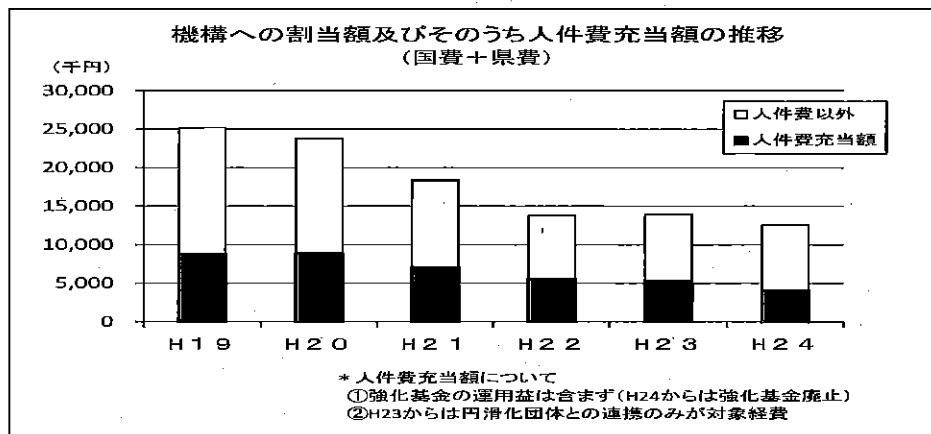
- 農地保有合理化法人（本県では(財)鳥取県農業農村担い手育成機構）は、担い手への農地集積支援を通じ、担い手の経営安定、農業、農村の維持・発展に重要な役割を果たしてきているところであり、今後ともその機能を発揮できるような支援の充実・強化を図ること。
- 農地保有合理化法人の職員人件費の支援については、年々事業が縮小され、さらに業務運営体制の整備強化を図ることを目的とした強化基金がH25年度末までに国に返還することされたことを踏まえ、代替支援措置を早急に講じること。
- また、活動の基盤となる農地保有合理化促進対策事業費補助金について、多様な農業者によって地域農業が支えられている状況を踏まえ、補助事業の要件緩和を講じること。
- なお、国において担い手への農地集積・耕作放棄地の解消を加速化させるための「農地の中間的受け皿」の整備・活用を検討されているが、制度設計に当たっては、現在の農地保有合理化法人の状況を踏まえ、人件費を含む事務費の十分な予算措置を講じること。

※職員の人件費充当できる事業については、額の減少だけでなくH22年度から円滑化団体との連携業務のみが事業対象とされるとともに、運用益を人件費に充当できる強化基金についてもH25年度末を期限に廃止が決定。

※全国的に多様な農業者によって地域農業が支えられている状況を踏まえ、合理化事業の対象を絞ることは農地保有合理化法人自体の経営基盤が脆弱化につながり、最終的に担い手への農地流動化へも影響を及ぼすことから、人件費充当事業の拡大も含め合理化事業の対象を拡大し、合理化法人の経営基盤の安定に資する財源確保を図るとともに持続性のある体制を確立することが必要である。

〈参考〉

割当額及び人件費の推移



25 魚介類における農薬残留基準の早急な設定について

《提案・要望の内容》

- 国はポジティブリスト制度導入に伴う農薬の残留農薬基準の見直しを順次進められているところではあるが、とりわけ魚介類に対する農薬残留基準値については早急な対応が必要であり、水田はもとより畑地での使用頻度の高い農薬についても積極的に農薬残留基準値の設定を進めること。
- 特に、シジミの産地である東郷池周辺において使用頻度が高い以下の農薬については、魚介類における農薬残留基準値の設定を早急に進めること。(ダイアジノン、クロルピリホス、クレソキシムメチル、MEP、トリシクラゾール、シメトリン)

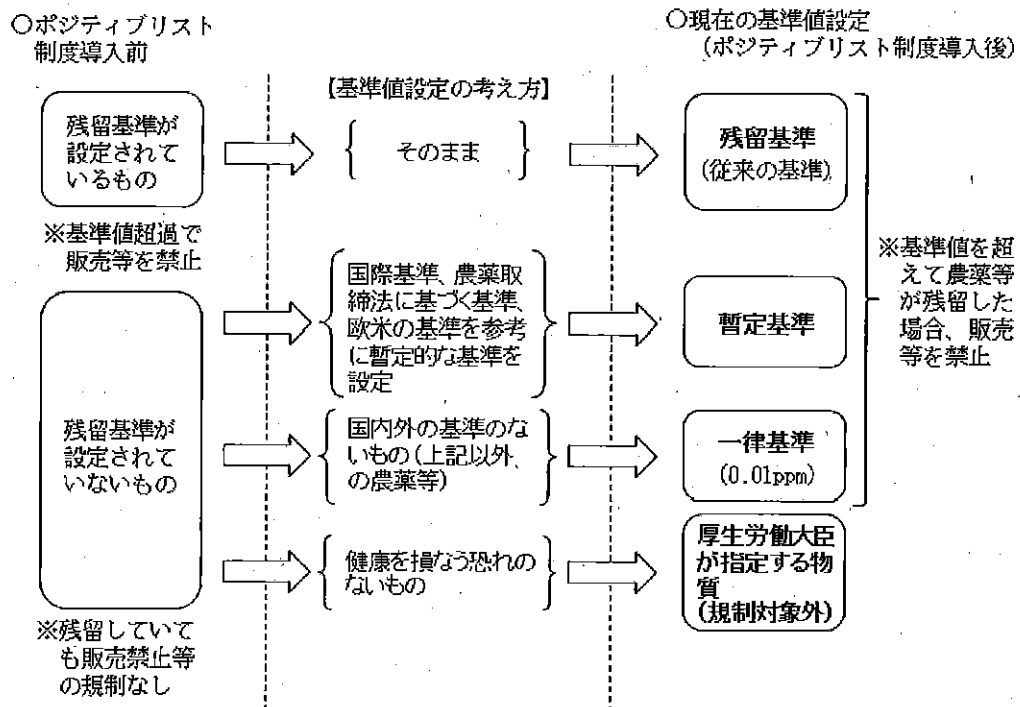
※平成18年12月に東郷池のシジミにおいて一律基準を超える除草剤(クミルロン)の成分の残留が判明し、リスク評価等を早急に実施していただいた結果、平成19年8月に魚介類の残留基準が設定され、8か月間の出荷自粛の後、操業再開となった。

※また、平成20年7月17日には、一律基準を超える殺虫剤(ダイアジノン)が検出され、シジミへの残留値が一律基準値以下に低下するまでの44日間、再び出荷自粛を余儀なくされる事態に至った。

※農業生産者が適切な農薬の使用、飛散防止対策に努めているにもかかわらず、降雨等の自然現象により畑地からもシジミの生息する湖沼等に流出する恐れがある。

※魚介類の農薬残留基準には多くの場合、一律基準が適用されるが、一律基準が適用される限り、一日摂取許容量に照らして人の健康に影響を及ぼすものではない場合でも出荷停止等が繰り返され、今後ともシジミの漁業者に多大な影響を与えることが懸念される。

<参考>



26 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算確保について

《提案・要望の内容》

○鳥獣被害防止対策は本県の重要な施策であり、今後とも事業を継続実施するとともに、国として十分な予算を確保すること。

※本年度は前年度に続いて95億円を確保していただいております。本県では全市町村が被害防止計画を策定し、国事業と県事業によって目標達成に向けて計画的に支援。

※また、平成24年度補正の緊急捕獲等対策事業については、生息が拡大しているシカの捕獲対策が加速するよう有効に活用。

※鳥獣被害は中山間地域を中心に被害が拡大している状況にあり、今度とも対策が滞らないよう十分な予算確保が必要。

<参考>

本県の鳥獣被害対策の状況

- 1 鳥獣被害額は平成22年度まで増加傾向にあったが、23年度以降は少なく推移
- 2 イノシシ、シカの生息数は依然として多い状態が続いており、継続的な対策実施が必要
- 3 現場からは侵入防止柵設置、捕獲奨励金の交付、捕獲器具導入等の要望が多い
- 4 配分減については県費による増額、補助率の引き下げ、事業縮小で対応

鳥獣による農林業被害額の推移(千円)

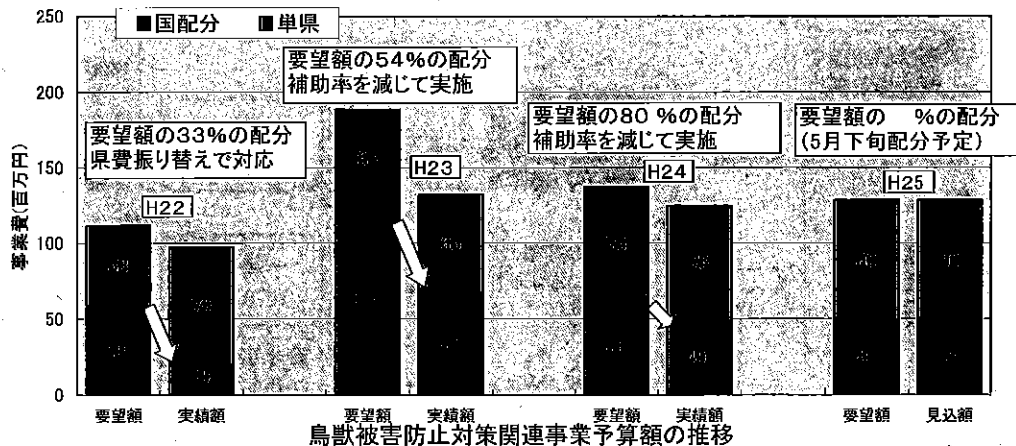
獣種	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24*
イノシシ	35,177	34,605	53,116	68,588	76,249	37,459	31,925
シカ	996	2,127	10,853	35,573	61,180	8,638	1,042

* H24は12月現在(同時期の前年対比イノシシ81%、シカ26%)

捕獲数の推移(頭)

獣種	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24*
イノシシ	4,068	4,211	4,733	3,823	7,857	4,717	3,286
シカ	187	403	591	1,280	3,668	3,265	1,440

* H24は12月現在(同時期の前年対比イノシシ147%、シカ127%)



27 酪農生産基盤維持のための酪農ヘルパー制度の継続について

《提案・要望の内容》

○酪農経営に必要不可欠な現行の酪農ヘルパー制度に対する国の助成を継続すること。

（ ※今年度末で現行の酪農ヘルパー制度に対する国の助成が終了するため、生産者は、酪農ヘルパー料金の値上げなどによる経営悪化等の不安を払拭できない。
 ※生産者や他県からも国の助成の継続要望も強い。 ）

<参考>

1 現行の酪農ヘルパー制度での国負担について

本県では、国と大山乳業負担で約6,000千円の補助金を支出。補助金がなくなった場合は、農家負担で15%値上げが必要となり、輸入飼料価格や燃油高騰により経営が悪化している酪農経営にとって悪影響。

2 酪農ヘルパー事業継続に関する農家の声

【酪農ヘルパー事業の国助成がなくなることに對して、農家は不安の声を挙げている。】

- ・酪農ヘルパー事業に国からの助成がなくなる場合、個人負担が上がるため活用しにくくなる。
- ・酪農ヘルパーがあることで後継者が安心して就農してくれる。国からの助成がなくなってしまう場合、個人負担が増加してしまう。
- ・国の助成がなくなった場合、小規模農家での負担が増してしまい、ヘルパーを利用しなくなる。そのような場合、過重労働による経営悪化も考えられる。

3 酪農ヘルパー制度に対する都道府県の意向

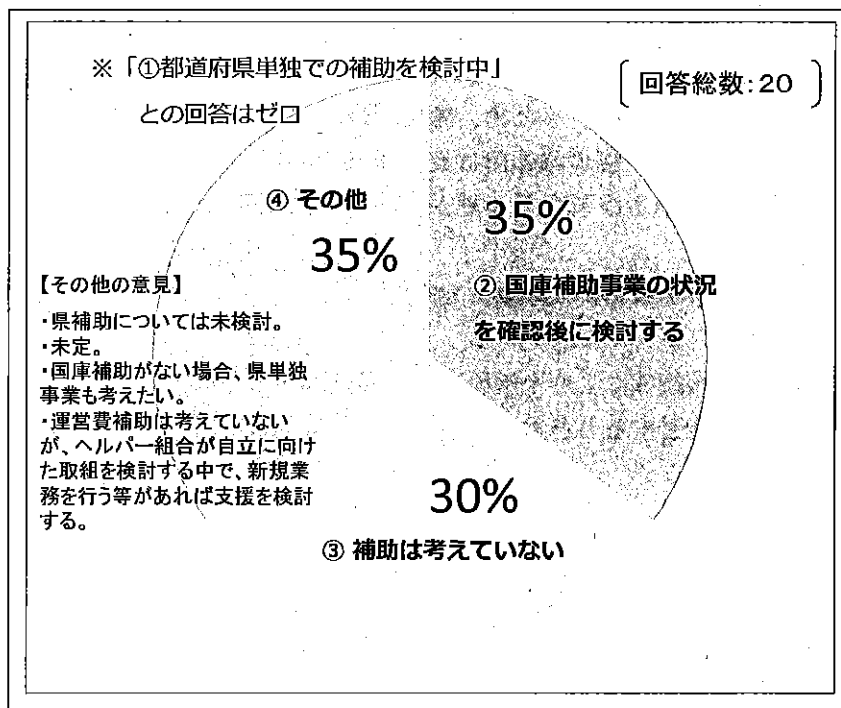
(平成25年1月末 鳥取県実施アンケート結果から)

<主な意見>

- ・国に酪農ヘルパー事業の助成継続を要望しているため、国の動向を注視しつつ今後の対応を協議。
- ・国方針が出てから県方針を検討する。

<国に助成がなくなった場合の県の意向 20県から回答>

※各県とも国の補助状況を注視しており、国の補助がなければ公的な酪農ヘルパー制度がなくなる可能性もあり。



28 造林公社に対する支援措置の拡充について

《提案・要望の内容》

- 県が公社に対し行う利子補給や無利子貸付への支援に対する特別交付税措置について、継続及び拡充を行うこと。
- 相続等により森林所有者に異動があった場合、所有者に代わって公社が登記の手続きを行うことができるようにするとともに、その際に必要となる経費に対する国庫補助制度を創設すること。

<参考>

- ・造林公社に対する支援に関しては、これまでも県が公社に対し利子補給や無利子貸付を行う場合の利子負担分について、特別交付税措置（県負担の1/2）がなされているが、県の財政負担を軽減する観点から、当該支援措置について、継続及び拡充をお願いしたい。

【最近4カ年の特別交付税措置額（試算）】

（単位：百万円）

	H21	H22	H23	H24
利子補給分	64	61	59	55
無利子貸付分	260	186	188	158
計	324	247	247	213

- ・また、鳥取県及び鳥取県造林公社では、平成25年2月に「財団法人鳥取県造林公社経営改革プラン」及び「財団法人鳥取県造林公社第1期経営改善計画」を作成し、平成32年度までに単年度黒字化を図ることを目標としている。
- ・本計画の目標を達成するため、搬出間伐を本格的に開始することとしているが、その際に、相続や所有権の移転時に登記が適正に行われていないため、分収契約の相手と実際の森林所有者が異なる事態が発生し、搬出間伐等の実施に支障が及ぶことが懸念される。
（参考：造林公社の総契約数1,860件）
- ・このため、相続等により土地所有者に異動があった場合に、公社が登記手続きを代行することを可能とするとともに、当該手続きに必要な経費の支援が必要。

29 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連基金の創設について

《提案・要望の内容》

- 日韓両国政府の責任により積極的に両国間協議の進展を図り、竹島の領土問題の解決により排他的経済水域の境界線の画定に全力を挙げること。
- 境界線が画定するまでの間、暫定水域内での漁業秩序および資源管理方を早急に確立すること。併せて、漁場交代利用及び海底清掃について、民間での合意事項が履行されていない現状を踏まえ、国レベルで調整すること。
- 我が国排他的経済水域内への越境操業に対する取締りの強化と、韓国政府に自国船の無秩序操業に対する監視取締りの強化と指導を強く要請すること。
- 新協定締結後10年以上経過した現在もなお、暫定水域の設定による漁場喪失や韓国漁船の投棄漁具等による漁場荒廃により厳しい経営を強いられている漁業者に対し、中長期的な経営改善を図るため、単年度予算ではなく基金創設による抜本的な漁業経営救済策を講じること。

<参考>

○暫定水域内での漁場交代利用及び海底清掃については、日韓民間漁業者間で協議を重ねているが、韓国側の合意不履行等により、今後も大きな進展が望めず、本県漁業団体は民間主導による交渉は既に限界と認識している。

○双方の排他的水域での操業条件、違反操業の取締り、暫定水域における資源管理等については、両国政府レベルで協議が行われ、国（水産庁等）も暫定水域周辺における違反操業に対する取締りを強化しているものの、韓国側の違反操業は多発している。

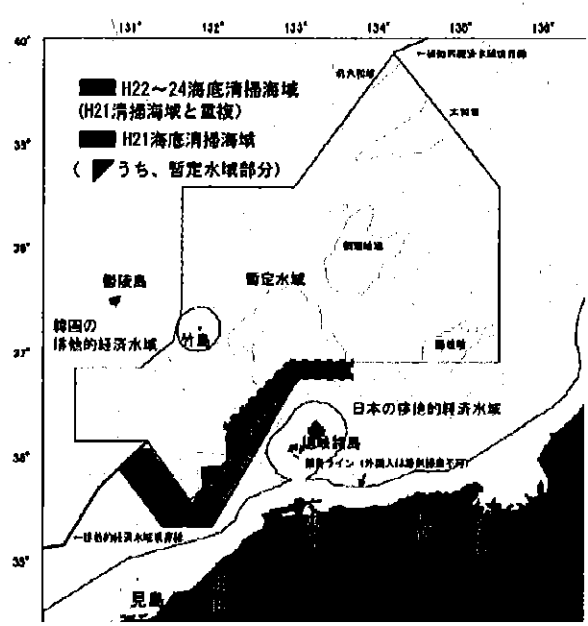
○国は、影響緩和に向けた支援措置をこれまでも講じてきたが、暫定水域内での韓国漁船の漁場独占や違反操業・投棄漁具は一向に改善されず、漁業者はいままなお厳しい経営を強いられている。

※水研センターは、暫定水域内は相当漁獲圧が高く、90mm以上のズワイガニがEEZ内に比べ極端に少ないと報告。韓国漁船問題を早期に解決しない限り資源状況はますます厳しい。

○このため、漁業者からは漁具回収予算の確保と併せ、単年度予算措置から基金創設による中長期的な漁業経営救済対策が求められている。

《沖合底びき網など暫定水域の多大な影響を受ける漁業者への具体的な救済策》

- (1) 代船建造支援策 (2) 燃油高騰策 (3) 海技士資格取得促進策 (4) 操業期間の見直し など



30 フロンティア漁場整備事業の事業費確保及び実施地区の拡充並びに漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度について

《提案・要望の内容》

○フロンティア漁場整備事業について十分な事業費の確保及び事業実施地区の拡充を図ること。

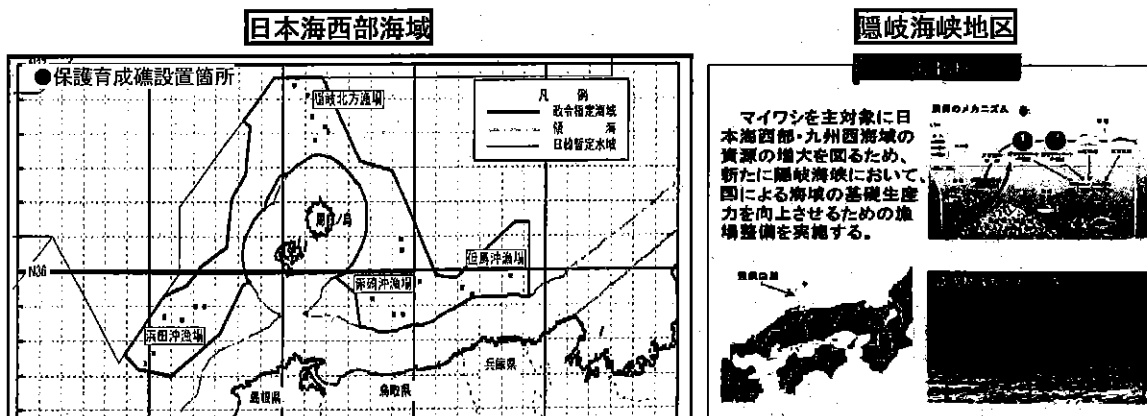
※①国におかれては、日本海西部海域（兵庫・鳥取・島根沖）におけるズワイガニ、アカガレイ資源の回復を目的に保護育成礁の整備を行う、フロンティア漁場整備事業を直轄事業として平成19年度から実施されているところ。既に完成した箇所では、漁業者から「資源の保護につながっている。」等の高い評価が寄せられている。更なる資源の確保や増大につなげるため、日本海西部海域における全箇所の早期完成。
 ②本年度から着手される隠岐海峡地区におけるマアジ、マサバ等の資源増大を目的とした事業の計画どおりの実施。
 ③マアジ、マサバ等の資源の一層の増大を図るため、地元要望の高い鳥取沖地区における早期の事業着手。

○サンドリサイクルに漁港内堆積土砂を有効利用するための国の支援制度を創設すること。

※日本海側の海岸は、その大部分が砂浜海岸で形成されており、波浪等の影響で海浜が浸食され、その土砂が漁港内に堆積し漁船の出漁等、漁業に支障が生じている。補助事業においては5年に1回の採択となっているが、白砂青松の海岸を保全するためサンドリサイクルのため浚渫土砂を養浜等に有効利用する場合は、継続的に補助事業で実施出来る等の支援制度の創設が必要。

<参考>

○フロンティア漁場整備事業

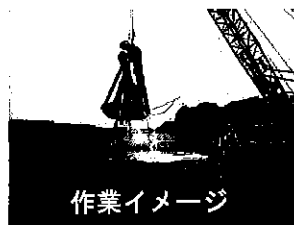


○航路泊地確保のため漁港内に堆積した土砂の浚渫に対する国の支援制度の創設について

【写真】岩戸漁港（鳥取市福部町）



- 毎年、沿岸の漂砂と隣接する河川からの土砂により漁港の港口が閉塞し漁業活動に支障が生じている。
- 浚渫した土砂は、サンドリサイクルに活用している。



31 安心して暮らせる県土づくりのための治山事業費の確保について

《提案・要望の内容》

○山とともに暮らす県民が安心して生活をする事ができるよう、山地災害の早期復旧及び荒廃山地における治山施設の整備による森林保全のための継続的な事業費を確保すること。

- ・ 山地災害復旧関連事業（民有林、国有林）
- ・ 荒廃森林保全事業

県土の大部分が中山間地域である本県において、山地災害の発生は、多くの県民生活、産業に影響をもたらす。

→平成23年台風12、15号による県民への影響

住民避難・・・鳥取市鹿野町河内地区ほか のべ132名

住家被害・・・一部損壊2戸

森林被害・・・48箇所9,64ha

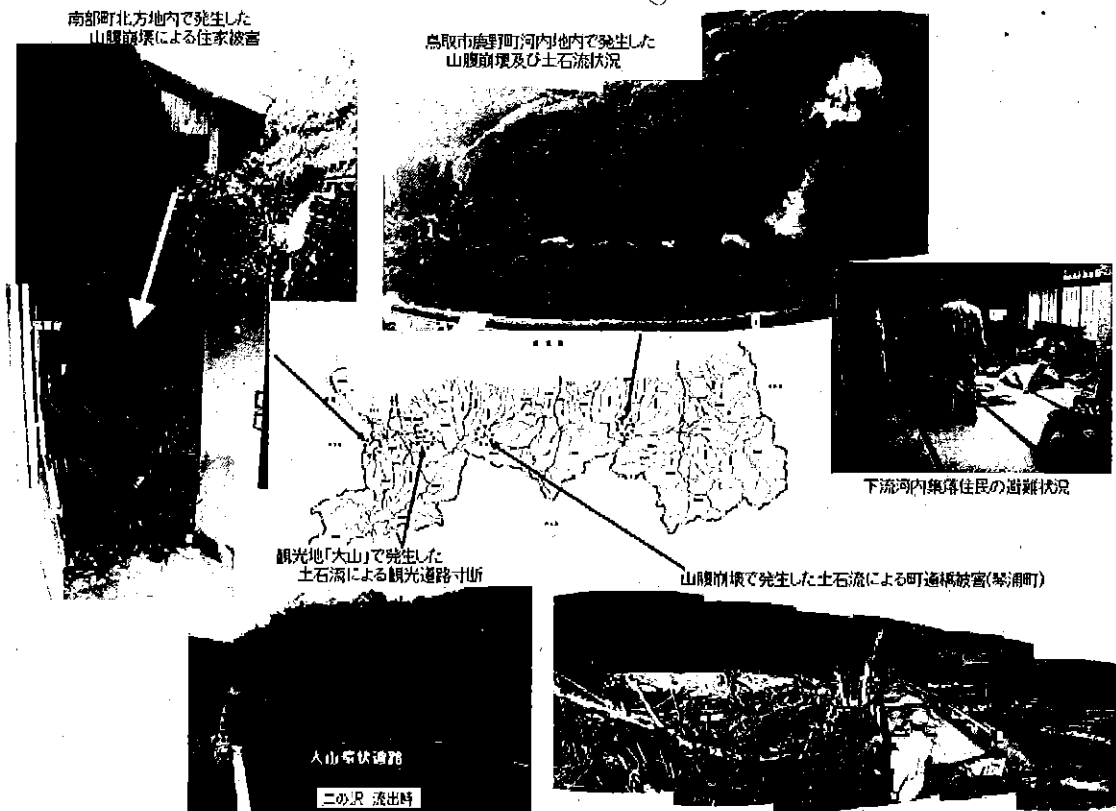
→観光に打撃

多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」周辺において、山腹崩壊により大山環状道路が長期にわたり通行止めとなり、観光に大きな打撃を与えた。

荒廃した山地災害を放置することは、更なる土砂災害を誘発する危険がある。

県民の日々安定した生活を確保するためには、県民の生命財産に密着した山地の保全が必要であり、治山施設の早期整備が不可欠である。

<参考>



32 地方政府間の観光交流を支援する取組について

《提案・要望の内容》

- 「日韓地方観光交流促進計画」に盛り込まれた、地方政府間の観光交流に対する支援を継続し支援を拡充すること。

【特に拡充をお願いしたい事業】

- ・日韓地方間の観光交流のうち姉妹都市間など2地域間で行うものに対しても訪日旅行促進事業（地方連携事業）を適用できるよう制度を拡充すること。

※現行制度においては「広域として2県以上にわたる事業」のみが適用対象とされている。

《「日韓地方観光交流促進計画」について》

※2012年10月の日韓観光振興協議会における合意に基づき、2013年を「日韓地方観光交流元年」とするとともに、日韓交流人口を700万人とすることを目指した、「日韓地方観光交流促進計画」が策定された。

※同計画では姉妹都市交流の情報発信を行うこととするほか、地方で行われる国際イベントや地方の「祭」、文化・教育・スポーツイベントについても対象とし、訪日旅行促進事業等により支援することとされている。

《背景》

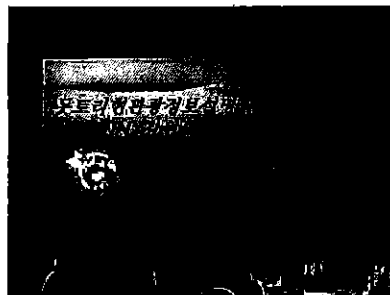
※鳥取県は大韓民国江原道と1994年に友好提携し、多分野において交流しているところ。2014年には友好提携20周年を迎え、観光分野においては相互の地域における観光PRや旅行商品造成のための招請、広報などを計画。

※江原道以外にも、ロシア沿海地方や中国吉林省で開催される観光展への出展や、旅行会社の旅行商品造成のための視察を受け入れているところ。

<参考>

鳥取県と韓国との交流について

- ・鳥取県境港と江原道東海港が定期貨客船で、鳥取県米子鬼太郎空港と韓国仁川空港が定期空路で結ばれ、行政・民間を問わず、福祉・文化・環境・水産・産業・青少年・スポーツ等の多岐にわたる交流を行っている。
- ・鳥取県内の市町村と韓国の自治体との友好提携数8組は日本で、日韓交流のモデルケース。更に鳥取県と江原道の間では、議会、大学（鳥取大学は11、鳥取環境大学は2の韓国の大学と国際交流協定を締結）、マスコミ間の友好提携（NHK鳥取放送局とKBS春川放送局、日本海テレビと江原民放、中海放送とC&M）も進んでいる。



【江原道での鳥取県観光情報説明会2012年】

33 ソフトパワーの活用による地域振興の取組支援について

《提案・要望の内容》

○地域が取り組むまんが・アニメをテーマとした総合イベントの実施や国内外へのまんが・アニメに関する情報発信、人材育成のほか、コンテンツ産業の振興などソフトパワーを活用した地域活性化の取組に対し積極的に支援すること。

※鳥取県は、平成24年を「まんが王国とっとり」建国の年と位置づけ、「国際まんが博」、「国際マンガサミット鳥取大会」など、まんがやアニメをテーマとする様々なイベントを展開し、これらを活用して地域を活性化していこうとの機運が大いに盛り上がったところ。

(これらに対して地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業補助金

H24：294百万円、H25：43百万円(内定)を支援いただいた。)

※まんがは、観光振興をはじめ人材育成や産業振興などの面でも非常に効果的な地域振興策のツールであると認識しており、県としても本年度の取組を一過性のものとせず、継続して拡充、発展させていきたいと考えているところであり、地域の取組に対し国レベルでの支援が不可欠。

<参考>

○鳥取県における平成25年度の取組

1. 「まんが博・乙」の開催

- (1) 期 間：平成25年7月13日から8月25日までの44日間
- (2) 概 要：国際まんが博の成果を引き継ぎ、鳥取からソフトパワーを広く発信するため、「まんが博・乙(おつ)」を開催。

○「国際まんが博」(H24年8～11月)



○「国際マンガサミット鳥取大会」(H24年11月)



2. コンテンツ産業の創出検討

鳥取県西部地域がWEBクリエイターにとって魅力ある地域とするためのアイデア創出、支援スキーム等を検討する。

- (1) クリエイター育成機関、コンテンツ企業、県内関係団体による検討会を設置
- (2) 機運盛り上げのためのフォーラムの開催

*平成25年1月、米子市に「デジタルハリウッド米子校」が開校

34 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について

《提案・要望の内容》

○県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。

【河川事業】

斐伊川：中海湖岸堤 渡漁港（築堤、樋門）、米子空港南側（築堤）
貯木場（築堤）、旗ヶ崎承水路（樋門）

日野川：青木箇所外（河道掘削＜流下能力向上＞）

天神川：小鴨箇所外（河道掘削＜流下能力向上＞、侵食対策）

千代川：佐貫～用瀬区間外（河道掘削＜流下能力向上＞、堰改修）

【砂防事業】

日野川流域：三の沢箇所外（土砂流出防止）

天神川流域：野添箇所外（土砂流出防止）

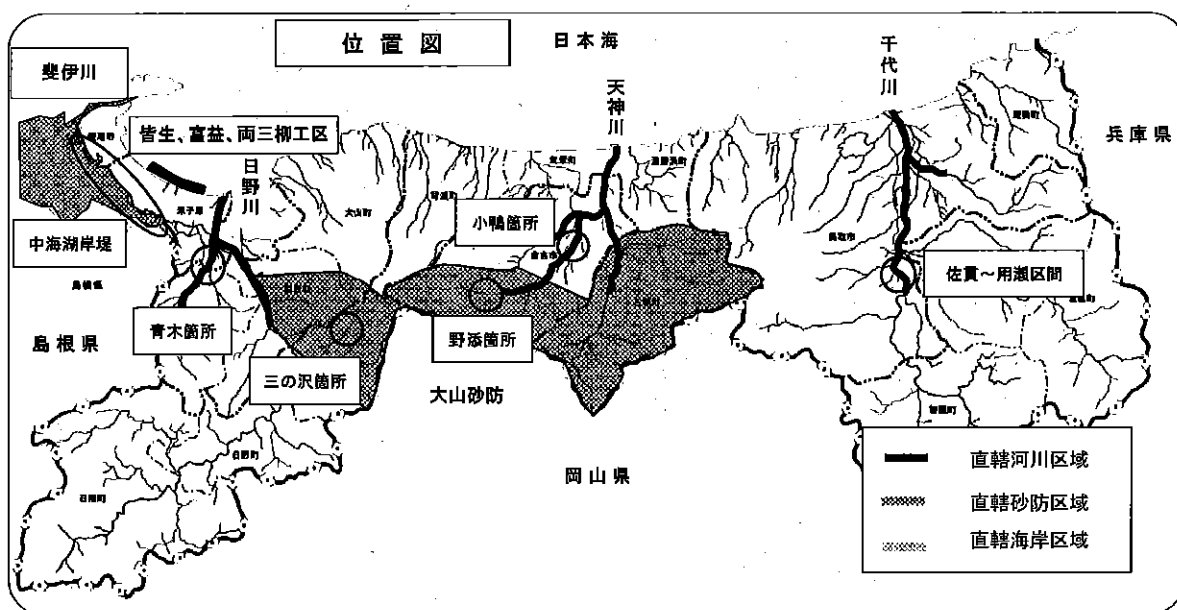
【海岸事業】

皆生海岸：皆生工区（人工リーフ＜施設改良＞）

富益工区、両三柳工区（養浜工）

※近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発しており、平成23年9月には台風12号によって紀伊半島で、また平成24年7月には梅雨前線によって九州地方で、観測史上記録的な豪雨により甚大な人的被害が発生したところ。

※鳥取県内は、中国山地から発する急流河川が多く、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでも浸水被害が発生しており、平成23年の台風12号では県中西部地域を中心に堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水、集落の孤立が発生するなど、早急な防災対策が不可欠。



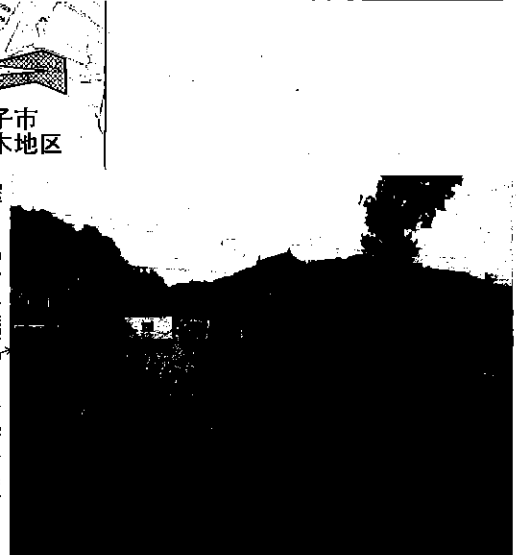
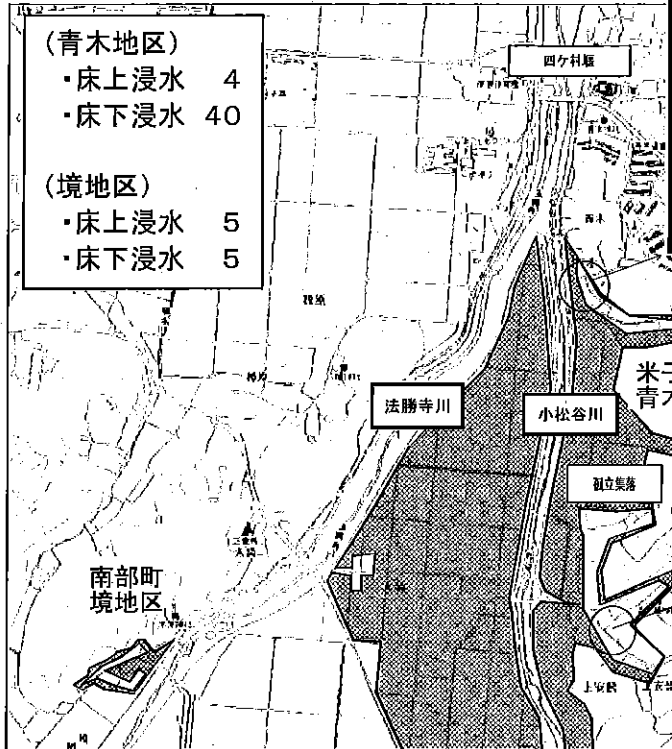
＜参考＞

【日野川】

・河川事業（青木箇所）

平成23年の台風12号では、法勝寺川の水位上昇の影響で、県管理の小松谷川沿いの米子市青木地区で浸水被害が発生したほか、法勝寺川沿いの南部町境地区で浸水被害が発生（床上9戸、床下45戸）し、県道の通行止めとなり、一時集落が孤立した。

・＜青木箇所の浸水状況＞



・砂防事業（日野川流域）

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や台風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

・＜大山南壁沢土砂流出状況＞



35 直轄事業における地元企業への優先発注について

《提案・要望の内容》

○従来から配慮していただいているが、公共事業が減少して、厳しい経営環境が続いていることから、より一層、地元企業の受注機会の拡大及び県産品の優先使用に対して配慮を行うこと。

- ・ 建設工事における分離・分割発注を推進すること。
- ・ 本店所在地を県内に限定する工事等について、対象金額や対象工事、対象業種を拡大すること。
- ・ 建設工事における資材調達について、県産品を優先使用すること。
- ・ 建設工事における下請工事について、地元企業を優先すること。

※既に行っていただいている地元企業の受注機会拡大措置等

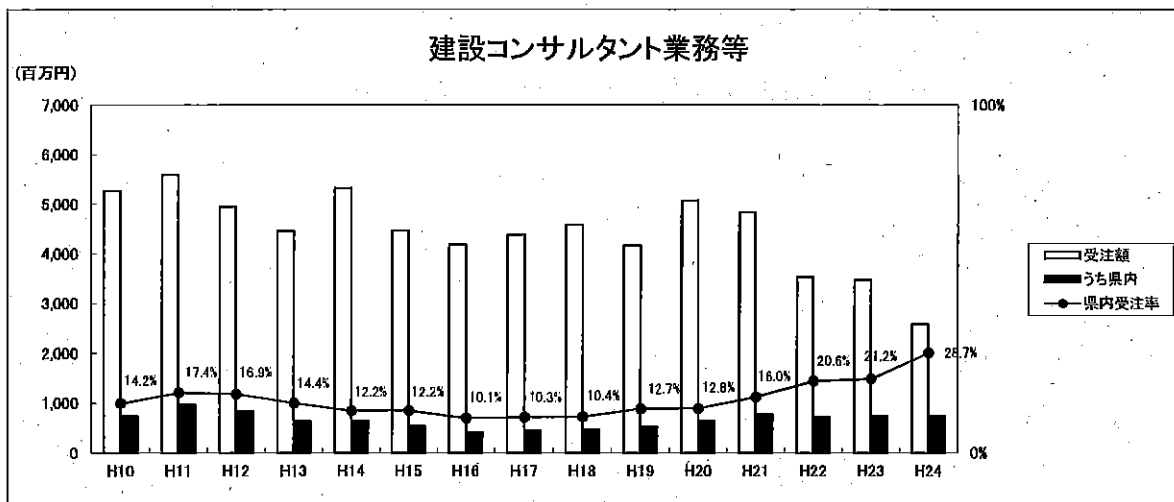
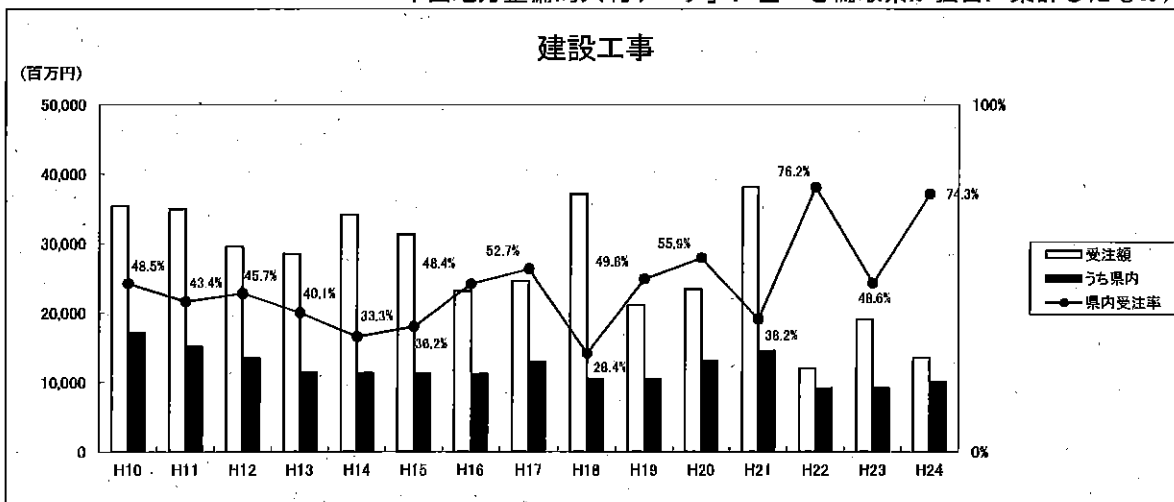
- 平成21年度～
 - ・ 地元企業向け工事の拡大（工事金額）
 - ・ 指名基準に本店限定を設けること
 - ・ 地元企業活用促進型総合評価方式の試行 など
- 平成22年度～
 - ・ 鳥取県認定グリーン商品の積極使用 など

※これらの取組により、県内企業の受注額について一定水準は確保されている。

<参考>

直轄工事における県内企業受注状況

「中国地方整備局入札データ」に基づき鳥取県が独自に集計したもの



36 津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について

《提案・要望の内容》

- 日本海側の各府県が津波浸水想定の設定を行うに当たり、情報の提供及び技術的な支援を行うこと。
- 日本海側の各府県の連携が図られるよう積極的に調整すること。
- 日本海側の各府県が調査・検討を行うに当たり、十分な財政支援を行うこと。

※平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律(法律第123号、H23.12.27施行)では、国土交通大臣の定める基本指針に基づき各都道府県知事が津波浸水想定を設定することとなっている。
 ※平成23年3月の東日本大震災において東北地方を中心に未曾有の津波被害が発生したことを受け、当県では同年7月から独自に津波浸水想定の見直しに着手し平成24年3月に結果を公表したところである。

＜参考＞ 平成23年度 鳥取県津波浸水想定の見直し概要について

- 1 検討委員会の開催状況
 第1回(平成23年7月29日)、第2回(平成23年10月5日)、
 第3回(平成23年12月28日)、第4回(平成24年3月22日)、計4回開催。

2 検討結果概要

(1) 選定した波源モデルの概要

・海城活断層(中国電力資料より)

名称	概要	諸元
鳥取沖東部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した箇所。	・長さ51km ・モーメントマグニチュードMw7.30
鳥取沖西部断層 (北上がり)	・既往地質図に示されている断層の中で、後期更新世に活動が認められる活断層と評価した箇所。	・長さ33km ・モーメントマグニチュードMw7.05

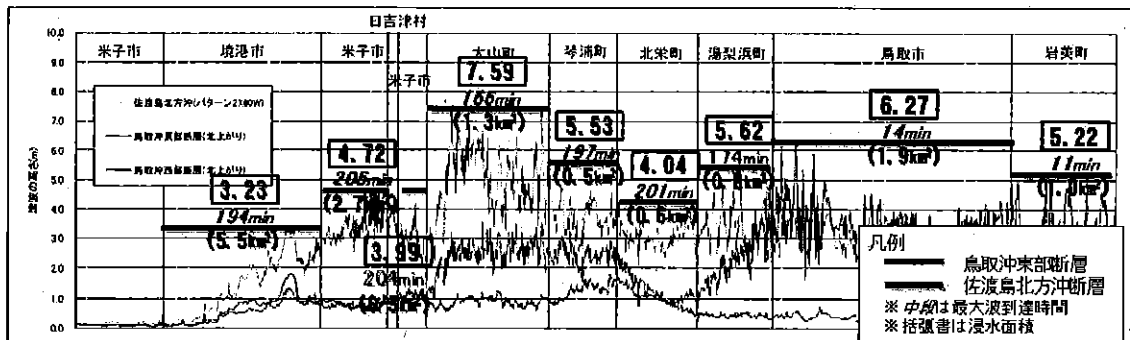
・プレート境界型(地震調査研究推進本部資料より)

名称	概要	諸元
佐渡島北方沖断層 (60度西落ち)	・佐渡島北方沖の空白域全体が活動した場合の想定地震。空白域の最も沖合(水深の大きな場所)に設定。	・長さ222.2km ・モーメントマグニチュードMw8.16

(2) 浸水想定の結果概要(平成24年3月公表)

- ・最大津波となる断層モデルは「鳥取沖東部断層」と「佐渡島北方沖断層」
- ・鳥取沿岸の最大津波高は7.59m(西伯郡大山町)
- ・鳥取沿岸の浸水面積は14.7km²(沿岸9市町村の合計)

＜沿岸市町村の最大津波高分布図＞



37 地球温暖化対策の充実強化について

《提案・要望の内容》

○「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正法案が可決され、5月24日に公布されたところであるが、この法案に基づく地球温暖化対策計画を定め、温室効果ガス排出量削減に関する中長期的な目標を早期に策定するとともに、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を講じること。

- ・ 京都議定書第一約束期間が平成24年末をもって終了し、現行の京都議定書目標達成計画に基づく取組も平成24年度末をもって終了した。
- ・ 政府は、京都議定書第二約束期間（H25～32年）には加わらないが、国連気候変動枠組条約下のカンクン合意に基づき、平成25年度以降も引き続き地球温暖化対策に取り組むこととなる。
- ・ 政府は、2020年までの削減目標を、本年11月の国連気候変動枠組条約第19回締約会議（COP19）までに25%削減目標をゼロベースに見直す予定。
- ・ 昨年度策定したとっとり環境イニシアティブは政府の動向が不透明な中、先進的な取組を進めるために、25%削減を前提に策定。
- ・ 今後の取組に当たって、東日本大震災後の状況を踏まえた、国としての中長期的な目標や基本的な施策の方向を早期に示してもらう必要がある。

○二酸化炭素排出量削減のための社会システムとして、国内排出量取引の早期本格導入、国内排出権統一市場の構築に向けた措置並びにカーボンオフセットやカーボンフットプリントの制度周知を国においても積極的に行うこと。

- ・ 国内排出量取引制度、J-クレジットなど、市場メカニズムを活用した二酸化炭素削減方策の果たすべき役割は大きく、普及拡大の措置を講じることが必要。

○スマートメーターの導入促進など実効ある省エネ対策を推進すること。

- ・ 実効ある省エネ対策を進めるためには電力消費の見える化が不可欠であり、そのためのツールであるスマートメーターの導入促進する必要がある。

38 私立中学校に対する就学支援金制度の創設について

《提案・要望の内容》

○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

※「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が成立し、平成22年4月1日から施行。

※この法律により、平成22年度から、公立高等学校の授業料を徴収しないこととともに、私立高等学校等の生徒に対する就学支援金の支給が始まり、教育の機会均等という観点で教育に係る国費負担のあり方が大きく見直されたところ。

※しかしながら、私立小・中学校については、このような措置がなされなかったことから、保護者の負担が軽減されないままの状態となっている。

※本来、教育を受ける権利は平等にあるべきであり、私立高等学校も含めて授業料の無償化あるいは軽減措置が導入され、高等学校においても国費による負担が標準となった今、制度の整合を図るとともに、教育条件の維持・向上、修学上の経済負担の軽減など、公私間格差の解消を図るためにも、義務教育である私立小・中学校にも軽減措置が導入されるべき。

※とりわけ、私立中高一貫校では、同じ学校内において、中学生は保護者の負担が従来のままである一方、高校生には就学支援金が支給されることとなり、制度上の不整合がある。

<参考>

1 中学・高校における国の保護者負担軽減措置

区分	小学校	中学校	高等学校
私立	軽減なし	軽減なし	就学支援金
公立	授業料無償	授業料無償	授業料無償化

2 国の高等学校等就学支援金制度の概要

- ・ 私立高等学校及び私立専修学校（高等課程）に通学する生徒に対し、公立の高等学校の授業料相当額（年額 118,800円）を支給
- ・ 低所得世帯については、収入に応じて助成額を上乗せ（1.5～2倍）

年収（相当）	250万円未満	250万円～350万円未満	350万円～
一人当たり支給額	年額 237,600円	年額 178,200円	年額 118,800円
（うち、上乗せ額）	(118,800円)	(59,400円)	—

39 少人数教育推進のための教職員定数の改善について

《提案・要望の内容》

○学力向上やいじめ問題等の諸課題への的確な対応など質の高い教育を実現できるよう、少人数指導のための加配教職員の充実や少人数学級の拡充のための教職員定数の改善など必要な教職員体制の整備を行い、少人数教育を推進すること。

<参考>

1 全国的な状況

- 今後の少人数学級の推進については、文部科学省と財務省で平成25年度全国学力・学習状況調査等を活用し十分な検証を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討することとなった。
- 昨年度小学校2年生の少人数学級が制度化されず、未実施の学級へ加配することで対応。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

2 鳥取県の状況

- 平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級を県独自に実施。
- 児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査等の結果によると、全体的にはおおむね良好だが、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化（傾向）、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。
⇒ 基本的な生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、少人数指導や全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
- このような状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画（案）」を先行実施するかたちで、市町村と協力して、平成24年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3～6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

40 「総額裁量制」の柔軟な運用について

《提案・要望の内容》

- 総額裁量制について、更なる運用の柔軟化を進め、地方自治体が必要としている次の職種について、義務教育費国庫負担金の対象職員に加えること。

特別支援学校	看護師、介助職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、司書
--------	-------------------------------

- ※義務教育費国庫負担制度の枠を維持しつつ、例えば給料の単価を下げて教員の数を増やし、少人数学級編成を行うことが可能になるなど、より地方独自の取組が容易になり教育分野における地方自治体の自主性を増す、いわゆる「総額裁量制」を平成16年度から導入。
- ※しかしながら、国庫負担対象外となっている職員については、学校に必要とされて配置されている職員であるにもかかわらず、給与等について全額を地方自治体が負担しなければならず、配置が進まなかったり、人員を削減されるという結果。
- ※「総額裁量制」は地方での教育の活性化及び自主性の発揮を目的として創設された制度であるため、地方が真に必要としている職種については国庫負担対象職員とするなど、制度の柔軟化が必要。

<参考>

【鳥取県の状況】

- 法律や国の施策の方向性及び学校現場のニーズに基づき、教諭だけではなく様々な職種の教職員を配置。
- 一部職種については、義務教育費国庫負担金の対象職員となっていないため、県及び市町村単独で所要の経費を負担。

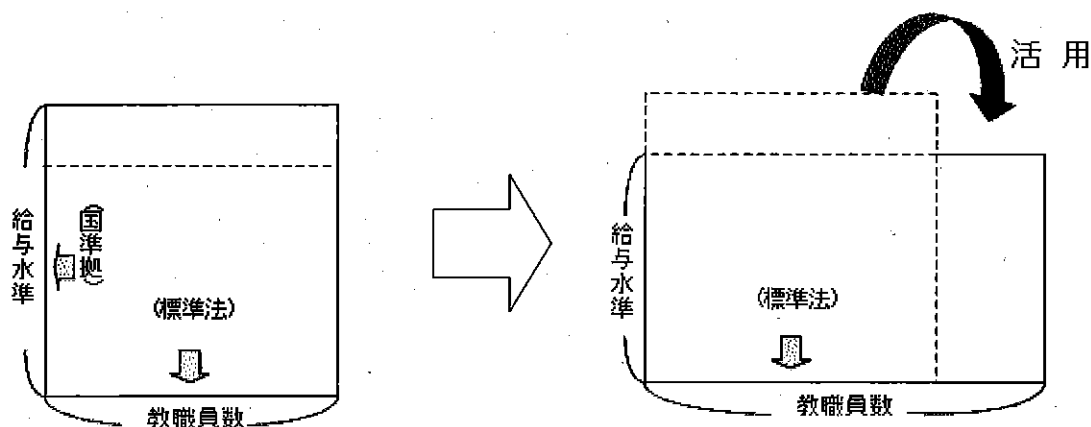
【義務教育費国庫負担制度（義務教育費国庫負担法）について】

市町村立学校及び特別支援学校の小・中学部の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則1/3を負担。

国庫負担対象経費：公立の義務教育諸学校教職員の給料・諸手当

国庫負担対象職種：校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員、事務職員

総額裁量制のイメージ



※制度創設前は、標準法による教職員定数を超える部分は国庫負担の対象外であり、給与水準を引き下げると国庫負担額も減少したが、制度創設後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員数を増やすことが可能になった。

41 特別支援教育の就学奨励制度の見直しについて

《提案・要望の内容》

○障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即した制度とするため、補助金の確保及び対象経費の拡充を図ること。

＜対象経費＞

中山間地等の公共交通機関が発達していない地域における特別支援学校のスクールバスを運行する経費

※特別支援学校への就学奨励に関する法律等の規定に基づき、特別支援学校又は小学校若しくは中学校の特別支援学級へ就学する幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、国がその経費の一部を負担又は補助しているが、負担又は補助の対象となる経費の範囲が厳密に規定。

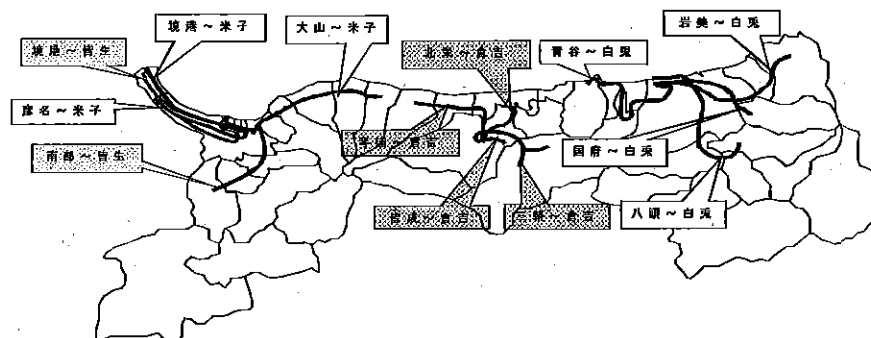
※国から市町村に交付される補助金は経費の7割程度しか配分されない状況があるとともに、スクールバスの運行に係る経費が就学奨励制度の対象とならないなど、障がいのある児童生徒の実態や地域の実情に即していない。

※通学支援については、学校やその設置者がなすべき合理的配慮であるのか、行政による福祉サービスであるのかについて、国における十分な検討が必要。

※就学奨励費の支給事務において、支弁区分の決定や支給額の算定等の事務手続きが複雑であり、近年、特別支援学校の児童生徒数の増加に伴ってこれらの事務量が増加していることから、学校現場において大きな負担。

＜参考＞

平成25年度 県立特別支援学校通学バス路線図



42 特別支援教育の充実について

《提案・要望の内容》

- 障害者就労支援コーディネーターや、発達障がい教育拠点に配置する通級担当職員について、国による財政措置を行うこと。
- 特別な支援を要する児童生徒が、障がいによる困難さを克服し、学習を効果的に進めるためにICT機器等を整備する場合に、国による財政措置を行うこと。
- 高等学校において、専門性のある支援員配置のための財源措置や義務教育段階での通級指導に類する実践における単位認定の弾力化など、発達障がいのある生徒に対する指導支援を充実させること。

※本県では、東・中・西部各圏域に発達障がい教育拠点を設け、障害による適応の困難性が著しい児童生徒への指導、支援を行っている。また、各圏域に通級指導教室を設置し、通級指導教室の単独設置が難しい町村に在籍する児童生徒への指導、支援を行っている。

※タブレット端末に取り込んださまざまなソフトを活用することで、障がいのある児童生徒の学習上や生活上の困難が克服され、学習意欲が向上するなどの効果が上がっており、本県でも平成25年度から機器整備を実施している。

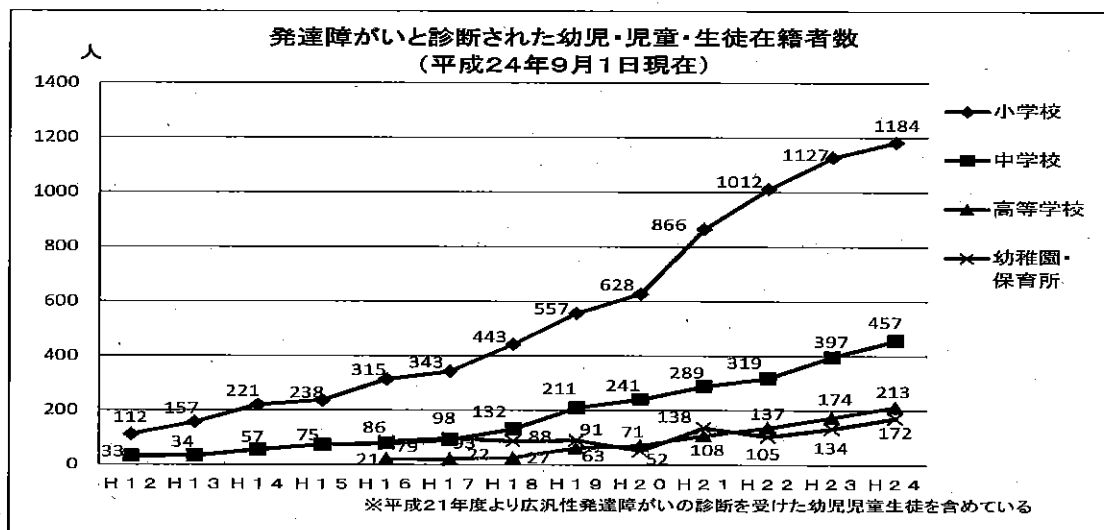
※全国的に高等学校進学者の約2%が支援を必要とする状況の中、鳥取県においても発達障がいのある高校生が増加傾向

発達障がいと診断された当県高校生の数 (H16: 21人→H24: 213人)

※今後も、高等学校における発達障がいのある生徒の増加が見込まれるため、抜本的な対策が必要

<参考>

発達障がいと診断された幼児児童・生徒の状況



43 給付型奨学金の創設について

《提案・要望の内容》

○真に公助を必要とする生徒が安心して学校へ通うため、経済的な理由により修学が困難な生徒を対象とする「給付型奨学金」の創設を行うこと。

○国の責務として必要な財源を確保すること。なお、財源確保に当たって、高校授業料無償化制度への所得制限の導入など制度の見直しに際しては、必要な情報提供を行うとともに、意見を聞く機会を設け、その意見を尊重すること。

○新たに保護者や学校に発生する事務及び経費等が過大とならないよう配慮すること。

※本県では、従来から所得要件を満たす申請者全員に高校奨学金の貸与を行っている。
平成22年度から高校の授業料無償化が開始されたが、授業料以外の負担があることから、奨学金のニーズは多い。

※厳しい経済・雇用状況が続いているため、将来の奨学金返還の負担への不安から高校生が進学を断念することの無いよう、卒業後に返還の必要がない給付型奨学金を創設し、安心して修学できる環境をつくる必要がある。

<参考>

○高校生への奨学金採用・申請状況等

貸与開始年度	新規貸与枠	申込者数	採用者数
平成21年度	920人	800人	800人
平成22年度	920人	729人	729人
平成23年度	920人	615人	615人
平成24年度	815人	617人	617人

※ 平成22年度の高校授業料無償化開始後も授業料以外の負担があるため、小幅な減少にとどまっている。

貸与開始年度	新規貸与者	左のうち低所得世帯
平成24年度	(617人) 600人	278人

※ 採用者617名のうち辞退があり、実際の新規貸与者は600人

※ 低所得世帯は、保護者の収入合計が300万円以下の世帯数

○高校奨学金の返還金未納状況

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
未納額	7,683	15,072	23,451	35,611	50,302

※、厳しい経済・雇用状況が続いているため、未納額が年々増加している。

44 ^{みとくさん}三徳山の世界遺産登録に向けての取組について

《提案・要望の内容》

- 三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。
- 世界遺産暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。

※三徳山は、三仏寺と国宝三仏寺奥院「投入堂」にいたる行者道の道程にある懸造^{かいつくり}の建造物群、信仰の遺跡が数多く残る小鹿溪、それらを取り巻く原生的な自然環境からなる信仰の山であり、幾多の変遷をへて、今も日本の山岳信仰の原型を伝えている。また、国の名勝及び史跡に指定されており、投入堂をはじめとした山内の建造物群及び、三仏寺所有の仏像や銅鏡などは国重要文化財にも指定されている。

※当県では、暫定リスト入りに向け、調査・研究が特に重要であると位置づけ、地元三朝町と共に、考古学的調査や自然環境調査など、多角的な視点からの調査・研究に取り組んでいるところ。

<参考>

○これまでの三徳山の世界遺産登録に向けた取組

- | | |
|----------|--|
| H13年度 | 三朝町が世界遺産登録を目指す運動を開始 |
| H14年度～ | 調査研究、情報発信等の取組を推進 |
| H16年3月 | 三徳山世界遺産登録運動推進協議会の設立 |
| H18年度 | 開山1300年祭の開催
三徳山御幸行列を50年ぶりに復活 |
| H19年度 | 国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を提出したが、継続審査との回答
国（文化庁）に世界遺産暫定一覧表記載提案書を再提出
三徳山三仏寺本堂の保存・保護事業を開始 |
| H20年度 | H19年度に再提出した提案書について暫定一覧表の追加記載とならず
自然環境調査を開始 |
| H21年度 | 鳥取大学との合同シンポジウム、三朝町による発掘調査及び測量調査、地元住民等による文化資産学習会等の実施 |
| H22年度 | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理の検討 |
| H23～24年度 | シンポジウムの開催、発掘及び植生調査、地元住民等による文化資産学習会の実施、行者道保存修理事業（23～27年度） |

(国宝 投入堂)



(名勝 小鹿溪)



(重文 木造蔵王権現立像)



45 消防団に対する財政措置の充実について

《提案・要望の内容》

○国が示す「消防力の整備指針」に準じて、市町村で十分な消防団員が確保できるよう、普通交付税の単位費用の算定における消防団員数の基準を実態に合わせて見直すなど、市町村消防に係る財政措置の充実を図ること。

※東日本大震災を教訓とした大規模災害への対応、避難誘導活動等は、消防団が果たすべき重要な役割である。また、住民の日常生活を脅かす火災や事故、地震や風水害、大雪による雪害も多発し、大規模化、局地化している。
 ※近年、都市化、過疎化、高齢化による社会環境が変化する中、日頃の防災・減災活動が重要であり、住民の身近な存在として、住民の生命・身体・財産を守る消防団に寄せられる期待は一層高まっている。

<参考>

1 消防力整備指針に基づく消防団員数

本県の消防団員数は、消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づく基準団員数を大きく下回っており、高齢化が進む中、大規模災害時の対応等に不安を抱えている。

基準団員数	県内の実人員数 (H24. 4. 1)	充足率
10,051人	5,179人	51.5%

(注) 基準団員数は、平成24年度消防施設整備計画実態調査における市町村からの報告数値

2 普通交付税の算定上の団員数と実人員数

普通交付税の単位費用（平成24年度）は、標準団体（10万人規模）で消防団員数563人を基準に算定されているが、当該基準による消防団員数は、本県の実態に合っていない。

交付税算定上の団員数 (県試算値)	県内の実人員数 (H24. 4. 1)	実人員数が試算値の 団員数を上回る市町村
3,314人	5,179人	17市町村／全19市町村

(注) 県試算値は、人口×563（標準団体の団員数）÷100,000（標準団体人口）で算出

3 本県市町村の条例定数の推移

消防団は、住民の安心・安全確保に欠くことのできない存在であり、地域防災力の要であるが、平成に入ってから大幅な定数削減となっており、財政措置の充実がなければ定数増加は厳しい状況。

H3. 4. 1	H8. 4. 1	H14. 4. 1	H22. 4. 1	H24. 4. 1
5,962人	5,860人	5,634人	5,439人	5,454人

46 義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業の責務について

《提案・要望の内容》

○義務者不存在の廃止鉱山の鉱害防止事業について、全て国の責任と負担において実施すること。

※義務者不存在の旧岩美鉱山に係る坑廃水処理は、本県が事業主体となり、昭和55年から岩美町鉱害防止協会へ委託して実施しており、坑道等から流出する重金属（鉄、銅等）を含む強酸性（pH3.1）の坑廃水について処理を行っている。

※しかしながら、坑廃水の流出は半永久的に継続するため、事業実施に係る経費負担が財政を圧迫する状況が続いている。

については、義務者不存在の廃止鉱山における鉱害防止の責務は基本的に国にあるとの認識に立ち、坑廃水処理も含め、鉱害防止工事は全て国の責任と負担において行うこと。

※また、これが実現するまでの間、県が実施する坑廃水処理を含めた鉱害防止工事に係る補助金については、地域の実態や当該処理施設の実情等を総合的に判断して、施設の持続的な運営管理に支障にならないよう幅広く補助対象として交付すること。

<参考>

○旧岩美鉱山坑廃水処理施設の大切坑からの大量出水について

- ・平成25年1月に、坑廃水処理施設の大切坑から大量の出水が発生し、導水路より溢れた坑廃水の一部が近傍河川（岩美川）へ流出した。
- ・原因は、坑廃水処理施設内の大切坑道内の土砂が落盤し、堰き止められていた自然のダムが決壊したために、大量の坑廃水が出水したものと考えられる。
- ・今回の事故を踏まえ、坑内作業員等の危害予防及び坑廃水の出水量調整のための堰を設けると共に、出水した坑廃水の回収が出来るように導水路の拡幅等を行うなど、大量の出水に対応できる対策工事を検討しているところ。
- ・坑廃水処理施設の持続的な運営管理に支障を来さないよう、当該対策工事についても必要な経費の措置をお願いしたい。

【大切坑からの出水状況】



【処理施設内の状況】



【河川への流出状況】



47 朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨収集について

《提案・要望の内容》

○朝鮮半島出身の旧民間徴用者の遺骨を発掘し、遺族に返還すること

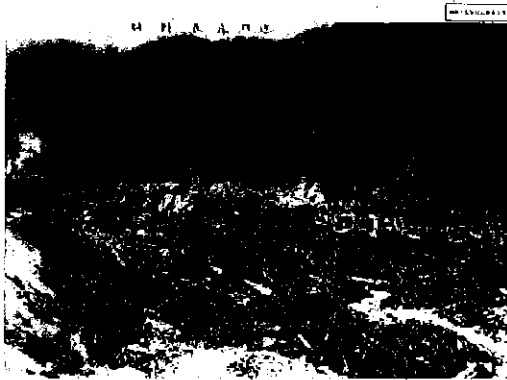
※1943年9月10日、鳥取大地震（震度6）の発生時、日本鉱業株式会社岩美鉱業所（住所：鳥取県岩美郡岩美町荒金）澱物堆積場の堰堤が決壊し、4万3千立方メートルの鉱泥が流出。その際、堰堤直下にあった朝鮮半島出身の旧民間徴用者宿舎と下流にあった荒金部落住宅15戸が、一瞬にして埋没するという大事故が発生。

※この事故により、朝鮮半島出身の徴用者28名と日本人37名あわせて65名の尊い人命が犠牲となった。その後、決壊堰堤は修復され、新たに2か所に砂防堰堤が構築され、現在に至っているが、今なお、旧民間徴用者及び日本人の20余名の遺体が鉱泥の中に残されたままの状況。

※国において、平成17年から旧民間徴用者の遺骨については、所在の情報収集と実地調査を実施され、韓国政府に情報提供されたところだが、今なお鉱泥中に残されている遺骨の発掘及び遺族への返還について、格別の御配慮をお願いする。

<参考>

○鳥取大地震発生後現地写真



朝鮮人長屋付近



現第1県営ダム・供養塔付近

48 水道事業の震災対策に係る新たな補助制度の創設 及び補助基準の緩和について

《提案・要望の内容》

○震災対策の充実、強化を図るため、応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄に対する新たな補助制度の創設、また、耐震性向上のために実施している老朽管更新に対する補助基準の緩和及び補助率の引き上げを行うこと。

※地震等の災害時における応急給水には、給水車、給水用タンク、飲料水袋など多くの機材や破損した水道管の補修材料の備蓄が必要である。また、水道施設の被害を最小限に抑えるため、ライフライン強化を目指して老朽管更新を実施している。これらの事業には多額の事業費を要し、水道事業経営及び水道料金に及ぼす影響が大きいため、財政支援を求める。

<参 考>

○基幹管路の耐震化状況（平成23年度末時点 厚生労働省調査結果より）

導水管や送水管など「基幹管路」と呼ばれる水道管の耐震適合率は全国平均で32.6%。昨年度（31.0%）から1.6ポイント上昇したが、依然として低い状況。

本県においては、22.7%と全国で10番目に低い水準となっている。

	耐震適合率（平成23年度末）
全国	32.6%
鳥取県	22.7%
鳥取市上水道	38.0%
米子市上水道	19.9%

○現在の交付基準（老朽管更新事業の補助制度）

①資本単価要件：資本単価が90円/m³以上であること。

※鳥取市の場合…73.4円/m³（平成23年度）

※米子市の場合…59.2円/m³（平成23年度）

②水道料金要件：1か月に10m³使用した場合の水道料金が、1,119円（平成24年度）よりも高いこと。

※鳥取市の場合…966円（平成24年度）

※米子市の場合…1,073円（平成24年度）

③現在の補助率：1/3

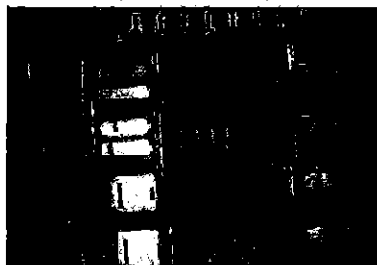
（給水車）



（飲料水袋）



（給水タンク）



（管の補修材料）



49 黄砂問題等、広域大気汚染に対する取組の推進について

《提案・要望の内容》

- 黄砂問題を含め、近年、広域汚染や越境汚染が問題となっている微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダントなどの大気汚染物質に関する実態解明調査・研究を推進すること。併せて、PM2.5等の健康影響に関する知見を収集し、防護措置とともに分かりやすく情報提供すること。
- 大陸からの黄砂やPM2.5等の大気汚染の影響を軽減するため、黄砂対策プロジェクトの推進や公害防止技術の提供等、中国等関係国への大気汚染の発生抑制に対して支援を行うとともに、抜本的な対策を取るよう要請すること。

※ 近年、日本への黄砂の飛来回数が増加傾向にあり、鳥取県においても飛来回数は直近の約10年間では、それまでの10年間の2倍以上にも増加し、また数年前からは、近年見られなかった秋から冬にかけても飛来が確認されるなどの状況がある。今後も中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、黄砂の発生回数の増加等が懸念されているところであり、韓国においては、大飛来時には学校休校等の影響も見られる。

※ 中国においては、PM2.5の値が $1,000 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える値が報道されるなど、大気汚染が深刻であり、その広域的汚染が日本にも及んでいると言われている。鳥取県においても、PM2.5の環境基準は達成されておらず、また、暫定的な指針値を超えた日も見られている。また、光化学オキシダントの環境基準も本県は達成できていないが、全国的にも同様であるところ。

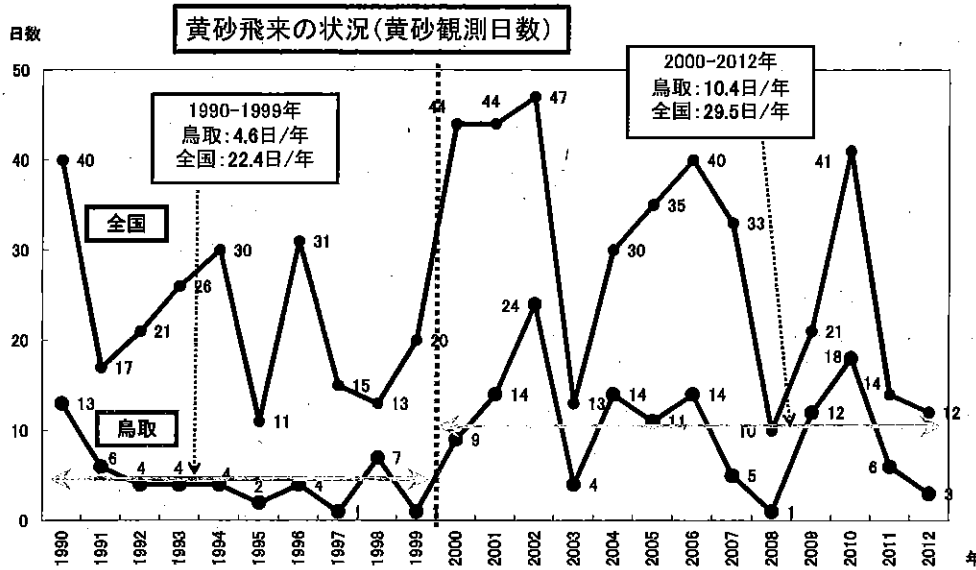
※ 黄砂やPM2.5は、呼吸器疾患やアレルギー等人の健康に影響を及ぼすことも懸念されており、また、全国的に黄砂観測日には、有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られる。

※ 特に、PM2.5の人への健康影響に関しては、住民の関心が非常に高いにも拘わらず、知見が乏しく、国が提供されているQ&Aにおいても、PM2.5の健康リスクは未だ曖昧なものとなっている。

※ 平成24年度に本県で開催された、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、江原道、吉林省で構成される第5回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会において、黄砂問題に対して、今後、モンゴル中央県など発生源地域の状況等を確認したうえで、農業支援や人材育成などこれまで以上に連携を強め、大学等の技術協力も得ながら具体的に取り組んでいくことを確認されたところ。

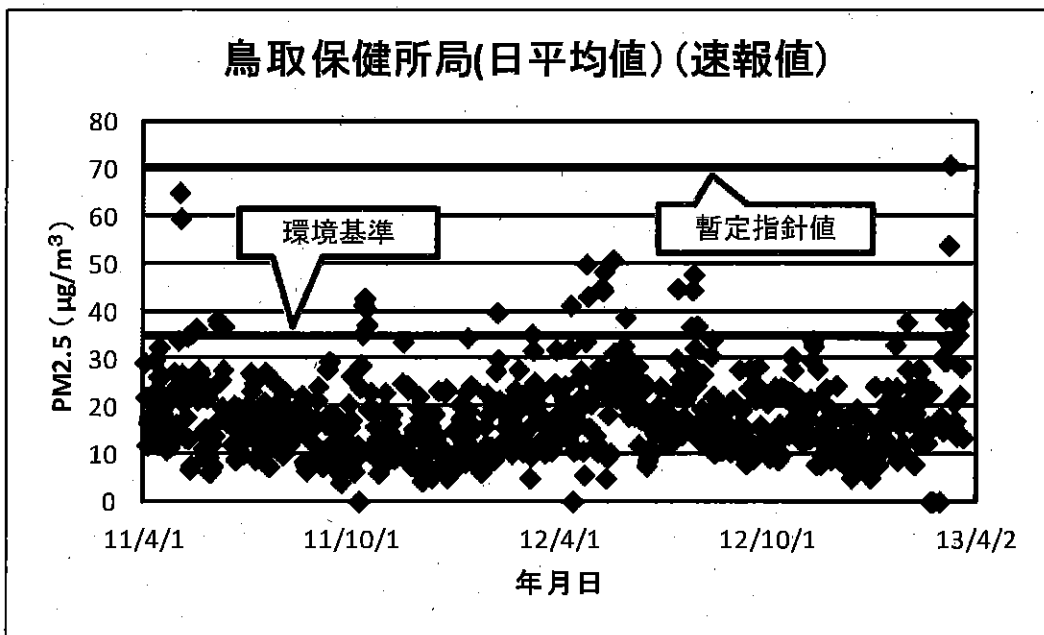
<参考>

(1) 近年の黄砂飛来状況



- 平成12年以降、日本への黄砂の飛来回数は増加し、中国内陸部等の砂漠化の進行に伴い、今後も黄砂の発生回数が増加が予想される。
- 黄砂観測日には、マンガン、ニッケルといった有害重金属類が非黄砂観測日に比べ高濃度で検出される傾向が見られ、健康への影響が指摘されている $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子が含まれることも明らかとなっている。

(2) 微小粒子状物質の測定状況



- 鳥取県では、PM2.5を平成23年度より測定しているが、過去の1時間値の最高値は、 $89\mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録している。
- 国の暫定的な指針値(日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$)を超える値を測定した日が見られている。

50 使用済家電製品の再資源化の推進について

《提案・要望の内容》

- 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が本年4月に施行されたところであるが、持続可能なリサイクル制度として推進していくためには、費用対効果の観点から多くの市町村の参加により排出量を確保していくことが必要となることから、初期投資費用はもとより割高となるランニングコストも含めた市町村の財政支援等を行うこと。
- 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」において、家電を廃棄する際にリサイクル料金を支払う現行制度が、不法投棄や違法な不要品回収業者への持ち込みの誘因となっていると考えられることから、リサイクル料金は製品購入時に支払う「前払い制」の導入を検討すること。
- 使用済み家電製品等の海外流出について、昨年、本県の境港において不用品回収業者による廃家電（廃棄物）の輸出未遂事案が発生するなど、全国的に廃棄物の無確認輸出の発生が懸念されることから、廃棄物の適正な輸出入はもとより、国内において家電製品等の再商品化を推進する観点から、国として自治体や関係機関と連携した水際対策の徹底を図ること。

<参 考>

1 使用済小型電子機器等のリサイクルに向けた検討状況

○県下19市町村にアンケート調査実施（H25年5月）

- ・実施中⇒5市町
- ・実施に向けて検討中⇒7市町
- ・実施予定なし⇒7市町村

※実施しない理由として、7市町村のうち5町村が「小型家電の排出量が少量である」ことを掲げている。

2 家電リサイクル法の対象4品目の不法投棄台数の推移

○H21以降、不法投棄台数は減少しているが、不要品回収業者に回っている可能性あり。

年度	H19	H20	H21	H22	H23
全国	121,128台	119,381台	133,207台	131,785台	152,709台
鳥取県	372台	317台	576台	291台	286台

3 使用済家電製品の適正なりサイクルに向けた本県の取組状況

○市町村と連携して不用品回収業者への立入・指導を実施するとともに、テレビCM等により県民への普及啓発を実施。

<県内の不用品回収業者数>

区分	東部地区	中部地区	西部地区	合計
H23	7	6	12	25
H24	4	5	15	24

<本県のテレビCM>

家電は正しくリサイクル

不要家電の処理は家電小売店が受け付けます。
不明な点はお住まいの市町村へ！



4 県内における使用済家電製品の無確認輸出未遂の発生

○昨年10月に本県の境港で廃家電（廃棄物）の輸出未遂が発生し、県は環境事務所と連携して対応。環境省は違反事業者に対して本年1月30日付けで厳重注意処分を実施。

51 消費者行政活性化への財政的支援の継続について

《提案・要望の内容》

○地方消費者行政活性化基金事業が終了する平成26年度以降においても、地方消費者行政の充実・強化のための財源手当について継続的な措置をすること。

※消費者が主役となる「国民本位の行政」への大改革を進める上で、地方消費者行政の活性化は喫緊の課題であり、平成21年度から基金造成による消費生活相談窓口の充実強化が図られている。

※当県においても、約2.3億円の基金を造成し、土・日曜日の相談業務開始や県内全ての市町村が相談窓口を開設するなど相談体制の充実・強化に向けて取り組んでいる。

※しかしながら、平成25年度をもって基金取り崩し期間が終了し、それに代わる財源措置がなければ、ようやく軌道に乗りつつある市町村の取り組みが困難となるため、継続的な財源措置が必須である。

<参考>

○これまでの国の財源措置

①「地方消費者行政活性化基金」の造成

平成21年度～23年度までを消費生活相談体制のための“集中育成・強化期間”と位置付け、平成20年度及び21年度の補正予算により「地方消費者行政活性化基金」造成のための交付金（約223億円）を地方自治体に配分し、その取り組みを支援。

②「地方消費者行政活性化基金」の上積み

平成24年度には、消費者庁創設以来初めて当初予算で5億円を計上し、さらに補正予算で60.2億円を上積み。（総額約288億円 ※復興特会は除く。）

平成25年度にも当初予算で5億円を計上。ただし、この基金は国が先駆的政策テーマを提案し、地方と連携して実証・実験を行うもの。

→基金の取り崩し期間は、当初は平成23年度までであったものを1年ずつ2回延長されたが、平成25年度で終了の予定。

③地方交付税措置の拡充

平成21年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を倍増（約90億円⇒約180億円）。

平成23年度に消費者行政に係る「基準財政需要」を拡充（約180億円⇒約225億円）。

→自治体の消費者行政予算に十分反映されているかどうかは明確でなく、直接の財源措置が求められる。

52 MV22オスプレイの低空飛行訓練等について

《提案・要望の内容》

○MV22オスプレイの安全性については、国民が十分理解・納得している状況とは言えないにも関わらず、本土における低空飛行訓練等が開始されたことから、飛行ルートを初めとする訓練の具体的な内容や安全性を含む運用に関する情報を、訓練の都度、事前に説明をすること。

○米軍機が低空飛行訓練を行う場合にあっては、飛行高度や飛行区域などの日米合同委員会合意事項を遵守するよう、米軍に強く要請すること。

- ・本県でも以前から、山間部を中心に米軍機のジェット戦闘機の低空飛行がたびたび目撃され、騒音被害や事故への不安など県民の安心・安全な生活を脅かしているところ。
- ・このような中、平成25年3月から本土においてオスプレイの飛行訓練等が関係自治体や地域住民に訓練計画の詳細な内容が明らかにされないまま実施されている。

<参考>

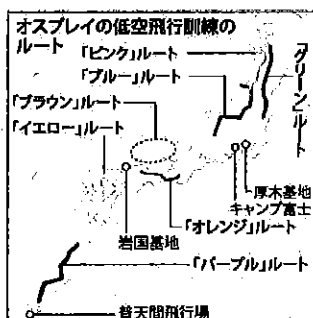
○オスプレイの本土における飛行訓練の状況

- ・3月6日、国民に対する十分な安全性の説明がないまま、突如、訓練が実施された。訓練実施の連絡が直前であった上、訓練前日になって、突如、訓練実施ルートが変更された。（九州地方（イエロールート）→四国地方等（オレンジルート））
- ・これまでの飛行訓練は四国上空にとどまっているが、九州でも訓練拠点の米軍岩国基地に移動途中とみられるオスプレイが目撃されている。

○オスプレイ追加配備の動き

- ・本年夏に、普天間飛行場のCH-46飛行隊に換えて、普天間飛行場における2番目のMV-22オスプレイ飛行隊の配備が予定されているところ
- ・4月末、米側から、MV-22オスプレイの具体的な配備について、本年夏に、12機が岩国飛行場に陸揚げされ、その後、普天間飛行場に移動することとなるとの通知あり。

○MV22オスプレイの飛行訓練ルート



オスプレイの飛行訓練ルートは、「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版（2012年5月）」によると、「ピンク・ブルー・グリーン・オレンジ・イエロー・パープル」の6ルートが想定されている。このほか、中国山地周辺に「ブラウンルート」があるとされている。

53 航空自衛隊美保基地における 次期輸送機への機種変更について

《提案・要望の内容》

○自衛隊美保基地における次期輸送機C-2への機種変更にあたっては、本県が了承の条件としており、自衛隊航空機の飛行に関する安全対策について万全を期すこと。また、開発期間延長の原因となった構造上補強を要する部位に係る住民説明会を開催するなど、地元（米子市及び境港市）住民が不安を感じないように、本県並びに両市及び地元住民に対し、適時に情報提供、説明等を行うこと。

＜参考＞

1 C-2配備計画

平成26年度	1機
27年度	3機
28年度	2機
合計	6機

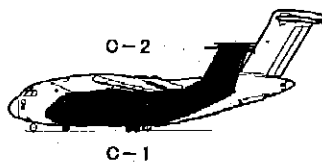
2 C-2開発期間の延長

C-2開発に係る試験の進捗に伴い蓄積されたデータ等を踏まえて強度の再計算を行った結果、構造上補強を要する部位が複数確認され、これを受けて所要の措置を施すため開発期間を1年間延長するとの発表を防衛省が行った。

なお、中国四国防衛局からは、機体の安全性等に影響を及ぼす強度不足はない旨の報告を受けている。

3 C-1との機体諸元比較

C-1との機体諸元比較



	C-2	C-1
全幅	約44m	約31m
全長	約44m	約29m
全高	約14m	約10m
基本離陸重量	約120t	約39t
最大積載量	約30t	約8t
航続距離	約6,500km (12t積載時)	約1,700km (2.6t積載時)

54 航空自衛隊美保基地等の大規模災害支援拠点化について

《提案・要望の内容》

○東日本大震災の教訓として、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害時には、一元的に支援物資を被災地に輸送・提供できる体制を確保することが重要な課題であることから、次のような施策によって、航空自衛隊美保基地または隣接地域を大規模災害支援拠点として整備すること。

- ・ 緊急支援物資・資機材を備蓄し、必要な人員を配備すること
- ・ 地方自治体・民間企業を含めた調達・管理・供給体制の構築を図ること など

<参考>

○航空自衛隊美保基地へのC-2輸送機の配備予定〔出展：中国四国防衛局（平成23年11月発行）〕

航空自衛隊美保基地で 新機種C-2のフライトを実施



9月25日、見学者が見守る中、美保基地の滑走路上で飛行するXC-2

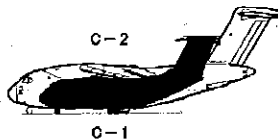
防衛省は、島嶼部における各種事態への対応や国際平和協力活動等における輸送能力の向上を図るため、現有の輸送機（C-1）の後継機として次期輸送機（C-2）を、平成26年度に美保基地に配備することを予定しています。

中国四国防衛局は、地元住民の理解を得る方策の一環として9月25日に美保基地でXC-2によるフライトを実施しました。



見学者の様子

C-1との機体諸元比較



	C-2	C-1
全幅	約4.4m	約3.1m
全長	約4.4m	約2.9m
全高	約1.4m	約1.0m
基本総重量	約120t	約39t
最大積載量	約30t	約8t
航続距離	約6,500km (1.2t積載時)	約1,700km (2.6t積載時)

○ 中央防災会議のワーキンググループが公表した南海トラフ巨大地震の被害想定において、比較的被害が少ないとされている鳥取県内にある航空自衛隊美保基地は、被災地に支援物資を輸送し、支援人員を派遣する災害支援拠点に最適である。

更に、同基地において、C-2輸送機の配備が計画されており、国内のみならず、海外の被災地域へも大量の物資の輸送が可能となる。

55 警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

○島根原子力発電所における原子力災害対応に万全を期するため、警察官を増員すること。

- ※平成23年の福島第一原子力発電所の事故を踏まえた原子力災害特別措置法の改正等によりUPZ（緊急防護措置区域）が30km圏に拡大され、島根原子力発電所から最短で17kmに位置する本県は関係周辺県となり、原子力災害警備計画の策定等諸対策が必要となった。
- ※同UPZ圏内には境港警察署管内及び米子警察署管内が含まれ、原子力事故が発生した場合、本県西部地区の住民等の避難、島根県からの大量の避難者の流入、境港警察署等警察機能の移転等の事態が予想され、島根県警察、鳥取県等の関係先と連携の上、本県への影響把握、住民等の避難誘導、広域交通規制、避難地区の犯罪予防等の各種警察活動を迅速かつ的確に実施する必要がある。
- ※これらの対応に万全を期するためには、平素から、緊急防護措置区域等の基礎調査・実態把握、警備計画等の策定・見直し、関係機関との情報共有、教養訓練、施設・資機材整備、専門知識を有する担当者の育成等の諸対策を恒常的に推進する必要があるが、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であるため、警察官の増員により継続的かつ専門的、専属的な体制を確立する必要がある。

○ストーカー、DV事案への迅速かつ的確な対応ができる体制を強化するため、警察官を増員すること。

- ※ストーカー・DV事案は、重大事件に発展するおそれ大きいことに加え、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があり、被害の予防・未然防止の観点から、迅速、的確な対応が求められているところである。
- ※そのため、専門的な知識を持つ専従員を配置し、相談者への適切な助言・指導、適切な保護措置及びストーカー規制法に基づく警告を行うほか、事件化できるものは迅速に事件化を図り検挙措置を講じるなど、組織的な対応が必要である。
- ※近年、この種事案の相談件数・事案対応件数は増加傾向にあり、また、本県内に居住する親族等に対する他府県警察からの保護措置要請、さらに、当該相談を受理する都度、事案の緊急性や危険性を判断するためのシステムを導入したことに伴い、同システムへの入力、その後の継続対応等、今後、事務量の増加が見込まれるところであるが、本県における体制は脆弱であることから、この種事案に迅速かつ的確な対応を図るため体制の強化が急務である。

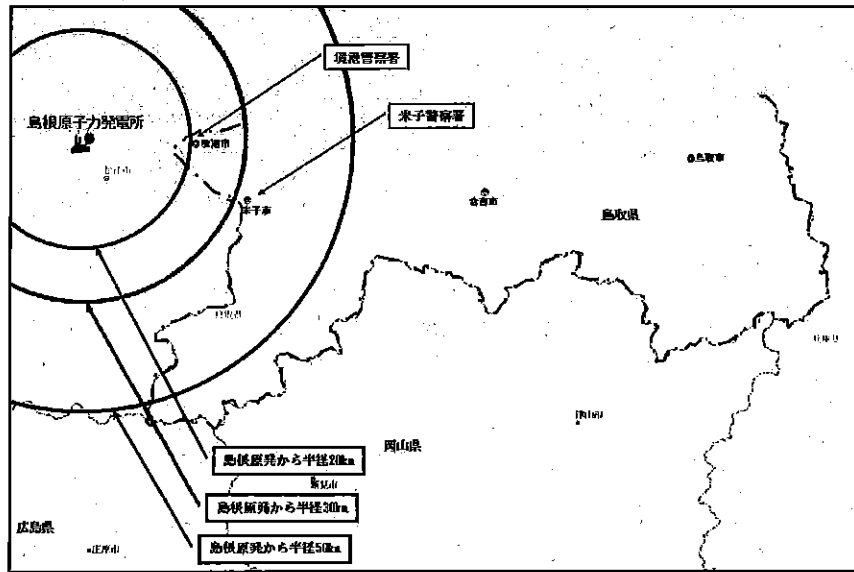
○自動車専用道路「山陰道」の延伸に伴い、高速道路等における交通安全対策に万全を期するため、警察官を増員すること。

- ※高速で走行する高速道路及び自動車専用道路における交通事故は、わずかな運転ミスが大きな事故に至る可能性が高いことから、死傷者も多数となる場合が多く、現場で事故処理や交通規制を実施する警察官も常に、同様の危険性の高いリスクを負いながら業務を遂行しているところ、本県における米子自動車道以外の高速道路等は、ネクスコ西日本の活動がなく、交通事故の他に、本来の業務外の落下物や車両の故障等にあっても警察官が臨場し対応している状況である。
- ※本県においては、平成25年度末に山陰道「赤碕・中山ICから名和ICまでの間」が供用開始になる予定であり、本県高速道路交通警察隊（米子分駐隊）の管轄区域が49.2kmから69.8kmに延伸することとなるが、現在、同隊の体制（1当務・1個小隊3人体制）では、1当務にパトカー1台のみの運用であり、同時多発的に交通事故等が発生した場合や大規模な交通事故が発生した場合には、現場までの移動に相当の時間を要する上、パトカー1台では到底対応できず、迅速で適正な初動対応等に支障が生じるおそれがあることから、平素からパトカーの複数運用が可能となるよう警察官を増員し体制を強化する必要がある。
- ※なお、平成29年度頃には山陰道の一区間である鳥取西道路「鳥取空港ICから青谷ICまでの間」が供用開始になるなど、今後も自動車専用道路の延伸が見込まれている。

<参考>

○原子力発電所準立地県としての体制確立

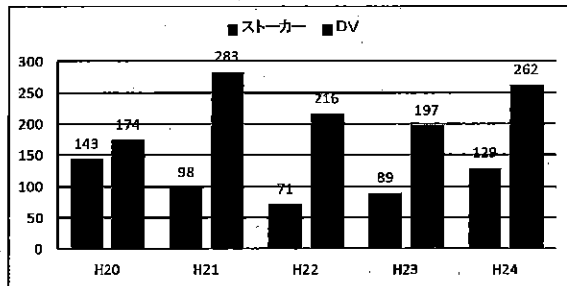
【島根原子力発電所周辺図】



※鳥取県地域防災計画（平成24年度修正）に基づくUPZ（30km圏）内人口 約73,000人

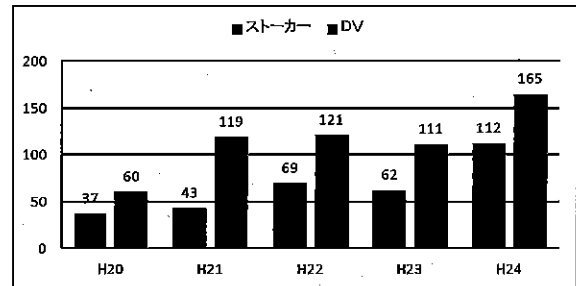
○ストーカー・DV事案対策の体制強化

【ストーカー・DV相談件数】



	H20	H21	H22	H23	H24
ストーカー	143	98	71	89	129
DV	174	283	216	197	262

【ストーカー・DV対応件数】



	H20	H21	H22	H23	H24
ストーカー	37	43	69	62	112
DV	60	119	121	111	165

○高速道路等における交通安全対策の体制強化

【自動車専用道路「山陰道」の整備状況】

